

司会（葉坂主幹）

本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の葉坂と申します。よろしくお願いいたします。

<開 会>

司 会

ただいまから第2回福島県復興計画評価・検討委員会を開催いたします。

まずはじめに、企画調整部長からごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

おはようございます。第2回福島県復興計画評価・検討委員会の開催にあたりましてひと言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には大変お忙しい中、検討委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、それぞれ本県の復興・復興に向けまして、それぞれのお立場でさまざまなご尽力をいただいておりますこと、改めてこの場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、6月10日に第1回の評価・検討委員会を開催いたしました。その委員会では、この委員会の役割についてご説明をさせていただくということと、それから、復興計画の平成23年度の実施計画についてご報告をさせていただいたところでございます。

本日は、進行管理の第2ステップということで、復興計画に係ります課題と取組の方向性をとりまとめておりますので、これにつきまして皆様からご意見をいただいた上で、計画の見直しや次年度の重点事業の構築に生かしてまいりたいというふうに考えております。

前回の委員会からの大きな動きといたしましては、既にご承知のところだと思いますけれども、4月1日に、田村市、川内村を皮切りといたしまして、現在までに5市町村において避難指示区域の見直しが行われたところでございます。その他の地域につきましても、今後の見直しに向けて地元の市町村等との協議が進められているところでございます。

さらに、今年の3月に施行されました「福島復興再生特別措置法」に基づきまして、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めました「福島復興再生基本方針」が7月に閣議決定されました。この基本方針につきましては、私ども国のほうに対しまして、国が通常つくられるこういう基本方針、それは非常に簡単なものが多いわけですが、そういうものではなくて、福島県民がこの基本方針を見て、国が福島の復興・再生に向けてどのような取組をしようとしているのか、どのような施策を展開しようとしているのかがよくわかるような、そういう十分な書き込みをした基本方針にしてほしいということを強く求めてまいりました。国ではまだ前例がないということで、当初は相当な抵抗がございましたけれども、復興庁を通じまして厳しいやりとりを重ね、最終的には国にも努力をいただいて、100ページを超えるこれまでに例のないような基本方針を閣議決定できたというふうに思っており

司 会 鈴木会長	ます。それが7月でございました。 そのほか、国においては新しい賠償の基準が示されるなど、避難生活を送られている方々を取り巻く状況は日々刻々と変化をしているという状況でございまして、それに伴う新しい課題も出てきているという状況でございます。特に、避難指示区域の見直しによりまして、帰還される方、長期にわたり帰還できない方など、被災者の皆様の状況に、変化に応じた新たな取組が必要になっております。 昨年の12月に策定いたしました県の復興計画につきましては、避難区域の変更や進行管理の結果等を含めて、適宜柔軟に見直すということでスタートをしております。本日は、計画の見直しの視点や進め方についてあわせて説明をさせていただきたいと思っております。 本日は、夕方4時までという非常に長丁場でございまして、皆様には大変なご負担をおかけいたしますが、どうぞ忌憚なくご意見を出していただきまして、今後の復興計画の進行管理・見直しにぜひあたってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 続きまして、鈴木会長よりごあいさつをお願いいたします。 改めまして、皆さん、おはようございます。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、今、部長からお話がありましたように、第2回目の第2ステップの会合であります。今回は状況の変化だとかそういうものがあって、本当に今の復興計画が、ある意味では被災地や被災者の状況に見合ったものになっているのかどうか、こういうことについてもう一度見直しをして展開していこうという、こういう検討の場だと思います。 私自身も、福島県の復興ビジョンの策定にかかわらせていただき、あるいはその後の復興計画にかかわらせていただき、さらに言うと浪江町の復興計画に今かかわっております。さらに言うと、今、双葉町の復興計画をどうしていったらいいのかということで直面していますけれども、正直言うと、復興計画をどうつくっていいか見当がつかないという状況なのです。要は、私はずっとこの間、被災地や被災者に寄り添うとはどういうことなのだろうかとことを考えざるを得ないという、こういう感じでまいりました。ところが、私が復興ビジョンから復興計画にそれぞれついて思ったのですけれども、復興ビジョンのときには、これは石森も一緒に参加をしていただきましたけれども、それはそれで、いろいろな原発災害があったので深刻に受けとめる、これを全面的に対応するようなことにならないと県民にちゃんと応えることにならないという、そういう決意みたいなことがあって、だんだん復興計画になると、実は、これは県という行政体ができるものですからやむを得ないところがあります。個別の政策でどういう事業をやるか、これをどうやって粛々とやっていくかという体系化・総合性が求められていく。それが、徐々に進めるにしたがって、私の印象ですが、何か被災地や被災者から離れていくような印象がある。これは私は率直に感じたことです。要は、被災地あるいは被災者の今の困難な状況との間に、何かそれなりにギャップがあ
--	--

るような感じがして、そのギャップを埋めるにはどうしたらいいのだろうかということは今でも感じているところです。

要するに、時々刻々変わる状況は、先ほど部長さんからのお話もありました。この時々刻々変わる状況に対して、では被災地や被災者はその状況をまともに受けとめられる状況にあるかということ、それもあまりないのです。そうすると、私たちはこれからどういうふうに展開するのだろうかという見通しを立てられなくなるのは至極当然な話です。ここのギャップを埋めるためには、県行政あるいは市町村行政はどうあるべきかということだと思ひ、この復興計画そのものはそこいらの橋渡し機能がないと、肅々と計画を推進しています、だけでは説明がつかないのだと思います。ここのところをやっぱり復興計画の中で、できるだけ人々に的確に早く伝えていくか、あるいは必要な施策の手を打っていくかということについて工夫をしていかなければいけないかなと思っています。

いずれにしても、こういう話を委員の皆さんから率直にお聞きして、復興計画を時間の流れとともに見直さなければならないこと、あるいは被災地・被災者との距離感の問題等、できるだけ皆さんに率直にご審議いただきたいと思ひます。

今日は、言われましたように4時までの長丁場です。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

次に委員の変更につきましてご報告をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました復興計画評価・検討委員会設置要綱の裏面をご覧ください。

このたび、田中俊一委員により辞任の申し出がありましたので、その後任といたしまして、田中知様を委員として任命いたしましたので、ご報告をさせていただきます。なお、田中委員につきましては、後ほど遅れて出席される予定ですので、ご報告をさせていただきます。

それから、議事に入ります前に、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

本日お配りいたしました資料につきまして、まず1枚目が検討委員会の次第でございます。続いて、福島県復興計画評価・検討委員会委員出席者名簿、その後に県側の出席者名簿がついております。それから席次表。それから、資料1といたしまして、福島県復興計画の見直しについて、資料2といたしまして、福島県復興計画の進行管理について、資料3-1といたしまして、福島県復興計画(第1次)進捗状況の平成24年6月版、資料3-2といたしまして、復興計画第1次進捗状況の【追加版 平成24年9月発行版】、資料3-3といたしまして、福島県復興計画(第1次)重点プロジェクトの進捗状況調書課題等と取組の方向性、さらに、参考資料といたしまして、重点プロジェクトに係る主要事業進捗状況一覧表、そのほか、福島県復興計画の冊子をお配りしております。

不足等はないでしょうか。もしあれば事務局のほうまでご連絡いただきたいと思います。

なお、委員の出席者名簿上は出席となっております田中委員、檜沢委員につき

	ましては、所用により遅れるという連絡を受けておりますのでご報告をさせていただきます。 では、これ以降につきましては会長に議長をお願いしたいと存じますので、鈴木会長、よろしくお願いいたします。
議長（鈴木会長）	<議 事> それでは、これから議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 今ほど、委員の変更についてご報告がありました。実は、田中俊一委員は、これまで会長代行でした。私のほうから前回のときに指名をさせていただきましたが、新たに本委員会の会長代行を決めざるを得なくなりました。これについては、お手元にあります福島県復興計画評価・検討委員会設置要綱の2の9というところに、「委員会に会長代行を置き、会長がこれを指名する」と規定されていますので、私のほうから指名させていただきます。 会長の職務代行者として、石森委員をお願いしたいと思います。石森委員、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、早速ですが、議事次第に従いまして始めます。最初は「復興計画の見直しについて」であります。復興計画の見直しについて事務局からご説明ください。お願いします。
復興・総合計画課長	復興・総合計画課、松崎と申します。それでは説明をさせていただきます。 まず最初に、お手元に復興計画の厚い冊子があると思いますが、この3ページをご覧くださいと思います。3ページの（5）、進行管理及び柔軟な見直しというところがございます。その丸の2つ目の4行目のところ、後半のほうであります。「復興計画は、今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟に見直しを行う」ということで、計画をつくった段階から、いろいろ状況が変化しますので見直しをしますというふうに決めておりました。 続いて、資料の1のほうをご覧くださいと思います。それを受けて見直しを進めるものであります。今回の見直しの背景といいますのは、先ほど部長のあいさつにもありましたように、区域の見直しが行われています。資料1－1、見直しの目的と背景の2つ目の丸であります。現在進められている避難指示区域の見直しにより、帰還する避難者、長期避難者など、それぞれの置かれた状況に応じた支援が求められているということから、今回見直しを行うというものであります。あわせて、丸の3つ目ですが、この委員会から、今日は復興計画の進捗状況に関して意見をいただくわけですが、この意見も踏まえた見直しも行っていきたいということでもあります。 それから2であります。主な見直しの視点であります、大きく2つありまして、まず（1）であります、今ほど申し上げました避難指示区域見直しに伴う対応ということでもあります。①でありますけれども、復興計画には12の重点プ

プロジェクトというものを設定しておりますが、その中の1つに生活再建支援というところがありまして、ここと、それに関するプロジェクトの見直しをしたいということでもあります。特に、①のイのところではありますが、長期の避難を余儀なくされる被災者が、避難先での生活の不安を払拭して日常生活の安定化を図れるよう、安定的な居住環境や就労等の確保をするということ、それから②として地域別、復興計画の中には、県内を5つのブロックに分けて、それぞれ特徴的な復興に向けた取組みというものを整理しておりますけれども、この地域別の取組の見直しということでありまして、アとして、特に後ろのほうにあります町村内外に長期間暫定的に居住する町村、これが出てくるというようなことになっておりますので、それぞれの構想を尊重した取組を図る必要があるということ、それから、イとして、そういう町村外とそれを受け入れる市町村間の役割分担というか相互援助体制構築、こういうことに関する取組を追加していく必要があるのではないかとこの観点であります。

それから2つ目でありますけれども、先ほども申し上げました復興計画の進捗状況に関する皆様方からのご意見を踏まえて必要な見直しをしていきたいという見直しの視点であります。

それから、見直しの今後の進め方でありますけれども、原案をお示しをして、この委員会でご意見をいただきながら進めていくと、あわせて市町村、県議会のほうからも意見を聞きながらやっていきたいということでもあります。

大まかなスケジュール、裏面を見ていただきたいと思います。ちょうど真ん中ぐらいのところに「復興計画（第2次）の策定」というところがあるかと思います。復興計画は昨年12月28日につくりましたということでもあります。今回、9月のところでもありますけれども、今日見直しについて始めますよと皆さんにご協力をお願いして、今後、復興計画の論点整理をするとともに、皆様方からご意見を12月までの間にお伺いしながら、年内に復興計画の見直しを進めてまいりたいというスケジュールで進めたいと思います。

今後、何回か委員会を開催するということになるかと思います。お忙しいところ申し訳ありませんけれども、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

ありがとうございました。

それでは、最初の見直しについて、その視点だとか進め方、今後のスケジュールについてご説明がありました。これまでのところで何かご質問等はございましたか。進め方について何かございませんか。

ここに書いてありますように、また繰り返しご紹介しますが、部長さんからお話がありましたように、復興計画が策定されて以降、避難指示区域の解除だとか、あるいはその後の除染計画の進行だとか、いろいろなことが目まぐるしく動いている中で、長期避難を余儀なくされているところがあって、その人たちの間での状況の変化とともに、やはり早く帰りたい、あるいは、もう帰れないのではないかと、この二極分解のような状況だとかそういうものがどんどん進んでいる中で、支援の仕方ももっともっとバリエーションを広げないと対応できないと

復興・総合計画課長	いうことが出てきているのは確かだと思います。そういうことが今回の見直しの中でも検討される必要があるなと思っていますが、この見直しの進め方についてはよろしいでしょうか。 最初のあいさつのときに申し上げようと思ったのですが、この3・11から1年半以上がたちました。皆さん方それぞれお一人お一人、復興計画等にかかわって、この1年半の動きを見て何か思いがあるだろうと思います。最初に皆さんの思いをお聞きする時間をとりたいたいと思ったのですが、最初にはちょっと無理なので、後ほど1人5分くらいですが、2～3分ですか、思いを伝えていただくような時間を急遽私なりに確保したいなと思っていますので、後ほどお願いする時間があると思います。よろしくお願いします。 それでは、今の復興計画の見直しについては、皆さんからご了解いただいてこの道筋で進めていきたいと思っています。 それでは、その次に「復興計画の進行管理について」に移ります。事務局のほうからご説明ください。 それでは引き続いてご説明いたします。 先ほどの復興計画、厚いほうの資料の、また同じく3ページをご覧いただきたいと思います。(5)のところの1つ目の丸のところに進行管理のことが書いてありまして、2行目のところからであります。復興計画に盛り込まれた各取組の実施状況について毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関、これが皆さんにお集まりいただいているこの委員会でありまして、ここによる評価を受け、その評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行うということになっております。これに基づいて進行管理を行っているということでもあります。 本日は皆様から、復興計画の取組状況に関しましてご意見をいただいて、そのご意見については後日公表するということと、あわせて計画の見直し、それから来年度の事業構築に反映していくというような位置づけで考えているところであります。 また同じ資料になってしまいますが、資料1の後ろのスケジュールのところをもう一回見ていただきたいと思います。今度は右から2列目の復興計画の進行管理のところを見ていただきたいと思います。復興計画を12月につくりまして、今年度に入ってから、まず、23年度の実施結果、それから24年度の実施予定を取りまとめまして、これにつきましては6月10日に開催をしたこの委員会の中で報告をさせていただいたところであります。それは今日、お手元に配布している資料3-1というものでまとめて報告をさせていただいたということでもあります。 その後、県庁の中で、今後の課題と取組の方向性を取りまとめております。今日は、その課題と取組の方向性をお示しいたしますので、これについてご意見をいただきたいということでもあります。その結果につきましては公表するとともに、右側のほうに矢印がありますように、来年度の当初予算のほうに反映させて
------------------	---

	いただきたいというような段取りであります。 それでは、続いて資料の2をご覧くださいと思います。本日の進め方あります。本日は、復興計画に掲げた12の重点プロジェクトすべてについて対象にさせていただいております。それぞれ12を4つずつ、3つの柱に分けまして評価をしていただくということになります。午前中は、委員の出欠の関係もございまして、柱の2つ目である「ふるさとで働く」、いわゆる産業振興の面、そこをやっていただくということであります。それから、午後からは「安心して住み、暮らす」というところと「まちをつくり、人とつながる」、そのブロックでやっていただきたいと思っております。 それから、評価の進め方ありますが、まず、事務局のほうから資料の説明をさせていただきます。資料は3-1から3-3までであります。その後、質疑応答、意見等をいただきまして、最後に会長のほうから総括をお願いするというところであります。 それから、3の評価のポイントでありますけれども、委員会では県が今回取りまとめた課題と取組の方向性について特にご意見をいただきたいと思っております。課題につきましては、現在の取組で弱いところ、さらに力を入れるところがないのかどうか、本県を取り巻く状況を踏まえて新たに必要になるのはないのかというようなところ、それから、取組の方向性に関しましては、課題を解決するものにちゃんとなっているのかどうか、新たに追加すべきものはないのかというようなところでご意見をいただければ非常にありがたいと思っております。 今後のスケジュールであります、繰り返しになりますが、今日、評価をいただいて、それを公表して、その結果を踏まえて計画の見直しや来年度の予算に反映させるというようなことを考えております。 今日の進め方については以上であります。 ただいまの進め方について確認したいようなことはございましょうか。これから、柱が3本あって、午前中が「ふるさとで働く」、このブロックの重点プロジェクト4つの内容についてご説明をいただき、審議をいただきます。午後からは「安心して住み、暮らす」「まちをつくり、人とつながる」という2つの柱、それぞれ4つずつ重点プロジェクトがありましたが、この進行状況について議論していただくということになります。このような進め方でよろしいでしょうか。 それでは、早速、「ふるさとで働く」というところから始めたいと思ったのですが、先ほど言いましたように、せっかく皆さん、こうして福島県の復興計画の進行管理にかかわっておられて、この震災あるいは原発災害から1年半以上が経過して、この間、県の対応あるいは市町村の対応、あるいは被災者・被災地の対応等を見ていて、どんな思いを抱いておられるのか、多くの時間はないのですけれども、それぞれの思いをお話ししていただければありがたいなと。この両方に翼が広がっていて、どちらがいいのかわかりませんが、右翼のほうからお願いしていいでしょうか。この順番でお願いします。 山形避難者母の会の代表をしております中村と申します。第2回もこのように参加することができまして、山形に避難されているお母さんの気持ちをなるべく
--	---

議 長

中村委員

伝えられるようにと思ひましてこちらに立っております。

1年半たちまして感じますのは、福島県の中で「復興」という言葉がこの委員会でもありますが、復興が一向に進んでいないということを肌で強く感じております。これは、どの避難先のお母さんも、恐らくそういう思いでいらっしゃるのではないかと思います。もちろん、行政の方とお話しさせていただきますと、少しずつ進んでいるところが見えるのですが、その少しずつ進んでいるところの情報というものがなかなか県民にまで伝わっていない。特に、福島県内にいない県民に伝わっていないという現状がございます。それを、1年半たちまして強く感じています。

もう一つは、普通の生活をしたい、日常の暮らしを営みたいという母親たち、お子さんの気持ちがあります。お母さんたちは、何も賠償を求めているわけではなく、普通の暮らしを求めているだけだと思います。お子さんを普通に外で遊ばせたい、それから、安心して食べ物を食べたい。そこで母親たちの力がものすごく失われている。子どもを育てるのはもちろんお父さんもかかわっていただかないと、お子さんというのは育っていかないのですが、ほとんどの場合、母親に負担がきます。その母親たちが非常に子どもを守ろうとして、強いストレスを日々感じなくてはならない状況にあります。これを考えたときに、福島の子どもたちはこれからどのように育っていくのかということに強い不安を覚えています。放射能を気にする、気にしないで、お母さんたちがもめていたり、いろいろなところで小さい分断がたくさん生まれていて、福島県民同士が共感できない状況というものが生まれています。これは母親たちにとって強いストレスになってしまっていて、その状況の中で孤立化していき、その中で子どもを必死に守ろうとしている。このストレスをどう解消していくかということが今後の課題になってくるのではないかと個人的には考えております。

ありがとうございました。

それでは引き続き、川上さん、お願いします。

J A福島中央会の川上でございます。

私も、1年と半年過ぎて、かえって農業に関していえば、我々は生産物をつくって消費者の方々に消費していただいて生活をするという状況でありますけれども、そういう意味では、福島県の農畜産物に対する評価というのは発災当時よりもひどくなっているという思いが特にあります。当初、消費者の方々が福島県産を敬遠するという傾向の部分から、逆にいえば、今度は消費者の皆さんに渡る前、量販店自体が福島産のものを敬遠しているというような状況も見てとれるというような状況でございます。

そういう意味では、県のほうにご支援をいただきながら、県内17のJ Aがありますけれども、各J Aがそれぞれに自主検査体制をきっちり構築しながら、基準値を超えるようなものは一切出さないという強い思いで取組を進めているという状況でございます。

また、お米についてもいろいろ検査が始まったということでございますけれども、こういったことについても、今、それぞれ対応を進めながらやっているの

議長

川上委員

すけれども、その中でもなかなかご理解をいただける部分というのがまだ少ないかなと。そういう意味では、知事をはじめとするトップセールスの中でいろいろとやっていただけますと、それぞれの部分については好意的に受けとめていただいている部分もあるのですけれども、全体的に見れば、市場価格等が全然回復していないというのが実感だなというふうに思っているところでございます。

我々といたしましても、そういう意味では、今回の復興計画の中でもお話をしようと思っておりますけれども、根本的にそういった部分を解決していくにはどうしたらいいのかということになれば、今、中村委員からお話がありましたように、情報の発信なのだろうなと思っていますし、その発信する情報の質です。ただ単純に、検査していますから安全ですということではなくて、その背景にあるもの、例えば農地の状況はこうなっていて、こういう農地にはこういうものをつくっているのですと、そういったところまできっちりと出せるような、そんなところまで進めていければと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、なかなか思うように農業も復旧はしておりませんし、特に阿武隈山系は畜産の一大産地でありましたけれども、この部分では生産機能はかなり大きく崩れているという部分があります。また、まさに若い世代が県外のほうに出ていかれている。そうなれば、福島県の農業の担い手自体がどうなるのだという不安、そういったこともいろいろございますので、そういった中でこの復興計画、あわせて我々JAグループも復興ビジョンをつくっていますので、そういったものと連携をとらせていただきながら頑張っていきたいと、そんなふうに考えているところです。

ありがとうございました。

石森さん、お願いします。

石森でございます。この前までは日本政策投資銀行の震災復興担当ということで、東北全体の震災復興を担当させていただき、特段、福島の復興にも委員として参加させていただいておりました。銀行を卒業して、今は苫小牧のほうのフェリー関係の会社のほうに行っておりますけれども、実は福島の子どもたちをフェリーに乗せて、福島の子どもたちを北海道の自然の中でのびのびと過ごしてもらう、そういったところにご支援をしたり、今後もやはり、当初は「福島の再生なくして日本の再生なし」と言っただけなのではございますけれども、これからは時間がたつとともに、いろいろな地域のいろいろな方々にもっともっと自らがPRしていかないと、この思いがやや心配かなと、離れると思いますし、ああいう北海道にいられている子どもたちやお母さん方の顔を見ていると、やはり地域の連携というものをますます県が中心になりながら、そういうものの一つの運動を進めなければいけないなと思います。やはり、宮城県や岩手県と違って、向こうは槌音が聞こえますけれども、福島はまだまだ。こういう「まだまだ」ということについて、当初つくったときは皆さんに福島を向いていただきましたけれども、今度は自らがアピールをしていかないと、あるいは県外に出ていろいろな活動をしていかないと、あるいは仲間を県外あるいは外国に向かってつくっていかないと、なかなか大変だなと思います。

議長

石森委員

もう一つ、産業振興の立場から申し上げますと、日本、世界、本当に変わっております。中国の問題もそうですけれども、そういう中で、原発の事故があって以来、企業も脆弱になり、あるいは雇用、要するに若い人たちが県外に出て、体制を整えるのに相当なエネルギーと資金力がかかります。そういう中で、では雇用をどういうふうにしてやっていくかということについて、私は今、もう一度当初の復興計画を再度具体的に見直しをしないと、従来のように補助金で企業が立地するかといえども否でありまして、むしろ、その地域で役に立つ、そういうものを生産していく、あるいは供給していく、サービスしていくという企業が何なのか。自ら県自体が事業者となってもいいのではないかというくらいの気概でやらないと、若い人が戻ってこないなと思っております。

それと、若い人がいない、あるいは働き手がないということについて、人口が流出しているということについては、それだったら教育機関は教育機関を県内に誘致する。そういったところも含めて、製造業、企業だけではなくて、教育機関、教育企業、そういったものも、従来の発想にとらわれずに立地補助金をつけたり、同じようにいろいろな制度を使わせたりしながらフレキシブルにやる必要があるのではないかと考えておりますので、この見直しについても、より具体的な議論をしたほうがいいのではないかというふうに思っております。

そういう意味では、今、北海道では、東北の絆をつくろうということを盛んに言っております。これは新幹線が開通するからということもあるのですが、実は仙台に立地したトヨタの工場がございますけれども、これは最後の日本の最大の立地だと思っておりますけれども、実は北海道苫小牧にも北海道トヨタという4,000人の工場があります。今、何を始めようかという、東北・北海道の一体化、連携というものを進めております。そういう意味では、東北から北海道に出稼ぎにといひますか、屯田兵として行って北海道の開発をしている方、今、北海道では、そういう出身のもとで応援していこう、交流していこうという中で、フェリーに乗って震災を見るとか、あるいは子どもたちが逆に福島を訪れてみるとか、そういうことができればいいかなと思っております。

私も、今、北海道にいますけれども、できるだけ応援してまいりたいと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

では、本田さん、お願いします。

震災から1年半たって、去年の状況を今振り返ってみますと、まずは私どもに関していいますと、大体会員数が4,000ぐらいいるのですが、それを2回ほど全企業を訪問して、それぞれ、最新の支援メニューだとか、あるいは皆さんの不安とか、そういったものを2回ほど回りました。また、今年は会員事務所以外についても、今現在30社ほどを回っていて、一通り費用について、震災対応の支援といいましょうか、情報提供も含めてやってきたことが、一つの大きなことでした。

その中で、中小企業含めて、大変に不安の中にいるというのを実感しております

議長

本田委員

す。昨年の損害賠償の話があって、それぞれどういった被害があるのか、つぶさに数字で見せてもらいましたけれども、まだまだ中小企業の被害というのは収まっていませんし、拡大しているなというふうに思っています。

あと、もう一つ、最近になって大手企業の話を書きますと、いわゆる転勤希望、あるいは福島への転勤拒否というものがやはり出てきておりまして、そういった意味では、将来にわたった人材の確保に不安を感じる企業も出始まっている。ということは、やはり福島県の産業にとって非常に大きな状況だと思っています。

今、県内の会社をお見受けして、それぞれの会社がどのような状況で動いているのかということをよく意見交換するのですが、やはり県内のそれぞれの地域によって状況があまりにも違っているということで、やはりそれぞれ県としての復興計画もありますけれども、もう一段、市町村の関係、市町村がこれについてどういうふうに取り組んでいくかということが非常に大事なポイントだし、これからますますそこへ向かっていかないと、それぞれの企業が先が見えないという状況が続くのではないかと思います。やはり、除染も大事ですけども、その先の経済復興をどうするのかということについて、企業が先が見えない。ですから、どうしても投資に迎えない、どうしても現状の中で不安なので規模が拡大できないという状況がありますので、それをどうやって払拭するかというのが非常に大きいなと思っています。

それから、先月、先々月と、商工会議所の県の連合会で、北海道から九州までずっと主要な都市を回って、キャラバン隊を組織してまいりました。やはり思いますのは、福島県の正しい情報が伝わっていないということを本当に実感してまいりました。特に県産品の検査体制だとか、あるいは観光についても、お話しすると、ああ、そうだったのかということがありまして、福島県の情報発信というものはもっともっと強化しないと、いつの間にか風化してしまうということに陥りかねないと思いました。

やはり、聞きますと、その後、それぞれの地域から福島においでになった方がたくさんいらして、来てもらえばわかるということもありますので、今後、風評被害を含めて、いかに情報を発信していくかということは、これはなかなか単体ではできない部分もあって、県として大きな枠組みの中で東ねていかないとなかなか続きませんし、つくづく大事な点だということを実感しているところでございます。

ありがとうございました。

それでは、樋口さん、お願いします。

ふくしま子育て支援ネットワークの代表をしております樋口です。

私は、この施設の代表をしております、日々お子さんと、それから利用していただくお母さんに接しているのですが、やはり、この1年半の間はかなり意識は変わってきたかなと感じています。当初は放射能に関することがすごく多かったのですが、かなりこの福島を選んで、福島で生活していくのだというところで、ちょっと心構え等も出てきて、この地で生きていくというようなことを言っている方もいますし、ただ、自主避難的な形で福島を離れた方は、非常に

議長

樋口葉子委員

やっぱりこちらの情報を求めているという状況もありまして、今でも何人かの方ともつながっておりますし、県の状況ですとか地域の情報を知りたがっているという情報があります。

お伝えはしているのですが、やはりなかなか伝わりきれない。それと、わかりやすい言葉でもう少し発信しなければいけないかなと。こんな事業をやっているんだよという話だけでは伝わらないということもあって、その辺についてはもうちょっと考えていく必要があるかと思います。

「未来を担う子ども・若者の育成」ということなのですが、今のこの復興計画は、それをやった後に残っていただけるのは、やはり若い世代でもありますし、子どもということになってきますので、やはり、そこを一番に考えたような施策に持っていくべきかなというふうに考えています。一生懸命に復興・再生しても、気がついたら本当に少なくなっていたとか、こちらに戻ってくる子どもたちが減ってしまったということにならないようにしていくべきだと思います。やはり、5年ぐらいほかの土地に住んだら戻ってこれないかな、子どもたちがこっちに来てどうかなということを、かなり遠くに避難した方などはおっしゃっていますので、その辺のことを考えた復興計画をつくっていただきたいと思います。

それと、もともとの仕事としましては、中間支援のNPOのほうに所属しております、浜通り地域から避難している方たちの、今、借上住宅、仮設住宅に入っている方たちとかなりずっと交流を持っているのですが、その方たちが口から出てくるのは、何も変わっていないね、全然そのままだということをよくお聞きしますので、やはり、何か目に見えた計画とか、変わってきたということを、できるだけ早く出していくべきかなというのを感じています。決してあきらめているわけではないのですが、戻れないかもしれないなということを口にされている方も多くいらっしゃるので、その辺のことも、県と市町村と、それから私たち民間というところで、立場はそれぞれ違って、私たち民間には非常に気楽にいろいろな話をしていただけたと思っていますので、それを聞いた私とかが市町村や県のほうにいい形でその言葉をこれから先も伝えていければと考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

蜂須賀委員

蜂須賀さん。

大熊町から会津若松のほうに避難をしています蜂須賀です。

先ほど会長の言葉の中に、復興を計画していく中で何となく離れていく思いがするというふうなお話がありました。私がこの委員に選ばれたとき、そのままだったのです。自分たちが今置かれている立場と、県・国が考えていることって、すごくギャップがあるなというふうな思いが強く、私みたいな者がこの場に立つことがどんなものなのだろうというふうに思ったのですけれども、いや、このもやもやとした気持ちを実際自分の耳で、目で、そして県の皆様たちがどのような考えをしているかというのをいち早く取り入れて、このもやもやを消したいというのが私の思いだったのです。町外コミュニティとかいろいろな問題が出ておりますけれども、しかしながら、やはり素人は県のことがすごく本当に避難してい

る私にとっては遅く感じるが多々あるんですね。だからといって、県を責めるとか国を責めるとかという気持ちはないです。私たちはそれぞれの立場で自分たちの声を上げていかなければならないという思いを持っています。そのためにはいち早い情報、この蜂須賀がいち早い情報が欲しいということは、避難している皆さんも本当にそういう情報が欲しいというふうに思っていることだと思うのです。

ここで話し合っていることは、私は守秘義務というかそういうものがありますので、話はできない部分は話しはしません。でも、ここまで県は今、進んでいるのだよという、そういうふうな思いを伝えるのも私たち委員の役目ではないのかなと思っております。

本当に、いら立ちというか、コミュニティをつくるのにもどうしたらいいか、食の安全も、今、中村さんのほうからありましたけれども、昨日、うちのほうの商工会で集まりがありまして、若者が、今度相馬のミズダコとコラボしてこういうものをつくるんだよというような意見を聞いたのです。そのときに私は「安全？」というふうに聞いたのです。「何言っているんだ、蜂須賀さん。検査しているから安全だよ」と。「でもね。あなた方、その安全の食品をもう一度自分たちの手で確認をして、それで自分たちの安全を確認したら、このミズダコは安全だよ。そこまで持っていけないと、今、だんだん、だんだん、海も汚染されてきているんだよ」と。

米もそうです。安全宣言を出したら別のところでまだ出てしまった。一回そういうふうな罪を犯してしまうと、食べ物に関しての不安を払拭するにはすごく大変なことなのです。ですから、子どもさんたちの口に入る食べ物は、もっともっと自分たちの目で安全を確かめて、県の食べ物、モモ、クリ、キノコ類はもうだめでしょうけれども、ですから、販売するときに、中央で検査したからいいんだ、ではなくて、もう一度自分たちの目で確かめながら安全をPRするぐらいの確認をとった、それくらい意識を私たち自身が高めていかなければならないのではないのかなと。

これからどんどん、森林の問題についても、今は放射線、セシウムが出ていないかもしれないけれども、5年後、10年後はたまるという話もあります。そのときに森林の除染をどうするのだという問題もありますけれども、そういうふうなことを一つ一つ、私たちの委員会で、目に見えるものから、やはり私たち避難者がどうなっているのだというクエスチョンマークを取り除いていくことが私たちの役目なのかなと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

今、6人の方からのお話を聞いて、期せずして共通の視点というか、「情報」です。情報発信、だから、これから柱について議論していきます。それぞれ施策が適切かどうかということはもちろん議論として重要です。施策の適切さと同時に、その施策の展開を被災者・被災地・県民にどう伝えるかというところが、相互のギャップを埋めるときにすごく大きな課題だということが皆さんからご指

議長

摘いただいたように思います。

だから、いろいろな施策の柱を議論していきますけれども、それは、どうやってその施策を届けるべき人々にそれが届いて、早く伝わって、それをどうやって成果を確認するかというようなところが重要なのかなと思います。

つい最近なのですけれども、あるテレビのキャスターから、1年半たった今の状況を僕なりにどういうふうに考えていますかというふうに振られて、私自身は正直に言いました。1年半たって、この福島原発災害の過酷な実態を被災地や被災者の人たちはもちろんだけれども、自治体も実は正確にこの自体を受けとめられないでいる、これが正直なところではないかと。実は原発の災害というのはそのくらい深刻で過酷なのです。国はわかりませんが、県や市町村が正確にこの収束の方向だとか除染の方法はこうだということがわかっていれば苦労はないわけです。その事態に対して、正直に言うと、ああでもない、こうでもないと試行錯誤を繰り返しているというような状況で、正確にその事態をまだ受けとめられないでいる。

なぜそうかということは、正確に私たちは知識がないということが根底にあるかもしれないけれども、お互いに情報を共有していないからです。いち早く、今はこういう実態です、こういう状態ですというような情報が共有できていたら、多分、原因がわからない、あるいは対策が打てなくても、それではそれまでは頑張ろうという話がもうちょっと前向きになるかもしれないなと思いながら、この1年半、結構悶々としてきたというのは事実です。

先ほど、冒頭に申し上げましたように、双葉町の復興計画はこれからなのですけれども、双葉町の復興計画というのは何をすることなのだろう、正直に言うと僕はよくわからなくて、要は、双葉町も大熊町もそうだと思いますけれども、正直に言えば、もう何年も戻れないことは覚悟しなければいけない。そのときに、避難先での生活を普通にするといわれましたけれども、そこでの支援を考えないと復興計画にならない側面が結構あります。

浪江町の復興計画のときも、最初はふるさと復興経過なのです。ふるさとを復興させようと、みんな避難しているところで、ふるさとの復興をいつまで待てばいいのか、私たちの生活は3年もたないというところから議論せざるを得なかった。それで浪江町の復興計画は、一人一人の生活の再建を支えるということが復興計画の第一のビジョンだということはそういう背景があるし、福島県の復興ビジョンは、主要施策の7つを考えると、冒頭に、緊急避難だとか市町村支援だとか、復興・復旧に長い時間がかかるので、その間の避難生活をどうやって生活の質を確保するのかというところを柱にしましょうということが福島県の復興ビジョンの主要施策の1番目に位置づけた、私の思いはそういう思いでした。

だから、そこいらの部分も含めて、今、皆さんのお話があるように、情報共有できないことが不安を広げてしまっている。ここのところをやっぱり我々が復興計画の見直しをするときに共通の視座としてやはり確認していく必要があるなという思いを今強くしました。皆さんの意見を聞いてよかったと思います。

それで、これから早速、主要施策ごとに重点プロジェクトの議論を始めたいと

復興・総合計画課長	思います。 はじめに、まず事務局のほうから、資料３－３に記載されている各プロジェクトの課題と取組の方向性を中心に概要を説明していただきます。その後、説明内容に対する確認や質疑を行いたいと思います。その後に課題等や取組の方向についてのご意見をいただく、こんな順番で進めていきます。 最初に申し上げましたように、午前中、最初は「ふるさとで働く」という柱の中の４つのプロジェクトから始めたいと思います。それでは早速ですが、事務局のほうからご説明ください。お願いします。 それでは説明させていただきます。 まず最初に、資料の説明をさせていただきます。資料３－１、３－２、３－３ということであります。３－１につきましては、これは先日の６月のこの会議でお示しをしたものをもう一回ということで、内容は、復興計画に基づいて、２３年度、昨年何をやったのかというものを取りまとめているものであります。これについては前回の資料なので、今日は参考程度ということで説明はいたしません。それから３－２でありますけれども、「復興計画（第１次）進捗状況（追加版）」となっているかと思います。これについては、この４月からこの７月まで、先ほどの３－１は昨年度やったのか、それからこの３－２は今年に入ってから４月から７月までどんなことをやったのか、追加して同じようにまとめたものが３－２であります。それから３－３は、平成２３年度取組と平成２４年度の７月までの取組を踏まえて、今後の課題と取組の方向性をまとめたものと、そういうものであります。それで、今日は３－２と３－３でご説明をしたいと思います。 まず、３－２であります。まずは「ふるさとで働く」でありますので、追加版の７ページをご覧くださいと思います。この５番の「農林水産業再生プロジェクト」から８番の「医療関連産業集積プロジェクト」、ここまでが「ふるさとで働く」ということに該当するところであります。時間も限られていますので、主なところをご説明させていただきます。 まず、７ページ「農林水産業再生プロジェクト」であります。先ほどの委員の皆様からお話もありました農林水産業、まずは①で安全・安心を提供する取組が重要だということだということでありまして、新たに「ふくしまの恵み安全対策協議会」というものを設立しました。さらに、地域別の協議会も５０市町村で設立されております。ここを中心にすべての県産米の放射性物質検査の実施をしているというところであります。 続いて８ページをお願いいたします。「農林水産業再生プロジェクト」の２つ目、農業の再生ということでありまして、農地の復旧を進めております。被災農地と未被災農地を合わせて一体的には場整備を行うということで、津波の被害を受けた新地・相馬、こういうところで今手続きを進めているというようなところであります。 それから、その次、農用地の除染対策として、反転耕・表土のはぎ取りなどとともに、放射性物質の吸収抑制対策としてゼオライトの施用を推進しているというところであります。
------------------	---

それから、9ページをお願いいたします。「中小企業等復興プロジェクト」でありまして、まず、県内の中小企業の振興を図るということでありまして、2つ目の括弧でありますけれども、中小企業のグループ施設の復旧補助事業というものでありまして、24年度においては199億円ぐらいの申請があったということでありまして、あわせて、企業に対する金融支援ということでありまして、ふくしま復興特別資金の融資をしております、44億ぐらいの融資額であるというようなところであります。

続いて10ページをお願いします。「再生可能エネルギー推進プロジェクト」ということでありまして、まずは再生可能エネルギーの導入を拡大していこうということでありまして、1つ目の括弧であります住宅用の太陽光発電設備を設置補助しております、今のところ申込件数が1,000件を超えるほどの申し込みがございます。それから、再生可能エネルギーのマッチングということで、メガソーラーの候補地を募集して、候補地の公表もしているところであります。

それから11ページ、この柱の最後になります「医療関連産業集積プロジェクト」ということであります。福祉・医療機器産業の集積ということを目指しております、取組状況ということでありまして、医療機器開発の支援をしているところであります。ファンド事業では17件ほど採択をして、代表例がここに載っております。

それから、医師主導の医療機器開発に関しても補助事業をしております、4件ほど採択して、1つの例が医大でやっているものがここに書かれております。

それから、一番下のところでありますが、最先端の医療機器開発実証事業というものがありまして、これについては1件を採択しております。ホウ素中性子捕捉療法によるがん治療機器の開発・実証、このようなものを行っているというようなことであります。

進捗状況の追加版の説明は以上にしまして、本題の3-3であります。これを踏まえた今後の課題と取組の方向性ということでありまして、ページでいきますと12ページになります。「農林水産業再生プロジェクト」でありますけれども、まず、安全・安心を提供する取組の中では、課題といたしましては、1つ目の黒丸であります基準値を超える食品を流通させないということでありまして、その検査体制をより充実させていく必要があるという課題であります。取組の方向性としましては、丸の1つ目でありますモニタリング検査は継続をしつつ、それぞれの地域、産地においても、より確実に検査が実施できるように支援をしていくということでありまして、それから、先ほども情報の発信ということがありました。それで、消費者が求める情報をわかりやすく提供する、いわゆる情報の「みえる化」、これをいっそう進めていくというようなことを取組の方向性でまとめているところであります。

それから、②の農業の再生であります。丸の2つ目、避難指示区域がだんだん見直されてきていますので、その見直された地域における災害復旧を進めることが課題なっているということでありまして、

それから、13ページにいきまして、畜産に関しましては、なかなか草を飼料と

して与えられないということがありますので、飼料を購入する負担を軽減する必要があるということも課題としてまとめているところであります。

取組の方向性であります。丸の2つ目、避難指示区域の見直しに合わせて営農再開が図られるように普及事業を進めていくというようなこと、それから、飼料に関しましては、下から2つ目でありますけれども、資金の無利子での貸付継続などをしていくということになります。

それから、森林・林業の再生のところでありますが、課題としては2つ目の黒丸であります木質バイオマス燃料の利用促進、それから震災復興需要に向けた県産材の安定供給をする必要があるというようなことを課題としています。

14ページをお願いいたします。取組の方向性といたしましては、木質バイオマスの利用施設整備の取組などを支援していくということ、それから多様な木材需要に一体供給が行われるような支援を考えていくというようなことを方向性としてまとめているということでもあります。

それから、水産業の再生でありますけれども、なかなか水産業の復興というのは難しいところであります。当面としましては、甚大な被害を受けた水産業の共同利用施設・漁船・漁具等の早急な復旧が必要とされているというようなことであります。

それから、取組の方向性としましては、漁業の再開に向けて、引き続きでありますけれども、共同利用施設などの復旧に向けた支援を継続していくというようなことであります。

続いて16ページをお願いします。「中小企業等復興プロジェクト」であります。まず1つ目、中小企業の振興というところであります。課題といたしましては、2つ目の丸であります。先ほど委員からお話もありましたように、風評被害が依然として続いているというところであります。取組の方向性としましては、丸の2つ目であります国内外に向けた正確な情報発信、それから、放射能検査支援、それから大型展示会の活用などを通して、風評の払拭、それから新たな販路開拓、また取組を行っていくというようなこと、それから、丸2として、企業誘致でありますけれども、企業立地の取組を継続していくことが重要だというようなことであります。それから黒丸の一番下でありますけれども、企業立地のためにはその場所が必要なのですけれども、空いているところには大体仮設住宅が建っているという関係もありまして、工業団地が大変不足をしているということでもありますので、工業団地の造成が必要だというようなことであります。

取組の方向性としましては、企業立地の補助が可能となるように財源を確保するという、それから、工業団地の整備を支援していくというようなことを載せているところであります。

それでは18ページをお願いします。「再生可能エネルギーの推進」であります。再生可能エネルギーの導入拡大ということでもあります。さまざまな再生可能エネルギーを導入・拡大しているところでありますが、丸の一番下であります、地熱発電、洋上風力発電、こういった大規模なものに関しましては、地元関係団体の理解、規制の対応等が非常に課題になっているというところでありまして、取組

の方向性としては、事業者と連携しまして関係者との合意形成、規制緩和に向けた支援などをしていきたいということでもあります。

それから 19 ページであります。②ということで、研究開発拠点の整備であります。さまざまな研究開発拠点の整備を考えているところでありますが、再生可能エネルギーに関しましては、独立行政法人の産総研、これが郡山市に来ることになるということ、それから、福島県沖において洋上のウインドファーム実証研究ということが決定しておりますけれども、取組はこれからでありますので着実な実施が必要だということでありまして、取組の方向性としては、本県復興に必要となる研究費などの財源確保を図っているというようなことでもあります。

それから、③としまして関連産業の集積・育成ということでもあります。先ほども申し上げましたが、研究開発拠点がだんだん進めますけれども、研究だけで終わるのではなくて、今後は商品化という結果に着実に結びつけていく必要があるということでありまして、取組の方向性としましては、着実な商品化へ向けて企業の育成、情報発信、販路の開拓などを行っていくというようなことになっております。

それから④としまして、スマートコミュニティなどを活用したエネルギーの地産地消の推進ということを挙げているところでありますけれども、今、実証事業というものがどんどん進められているところでありますが、これを実現させるために県内での普及をさらに進めていく必要があるということでありまして、取組の方向性としては実施市町村に対するマスタープラン策定に向けた検討会などへの職員派遣等、スマートコミュニティ実現に向けた側面支援を行っていききたいというようなことでもあります。

それから、20 ページになります。この柱の最後になります「医療関連産業の集積プロジェクト」ということでありまして、まず1つ目、医療福祉機器産業を集積しようということでもあります。現在、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する医療機器開発・安全評価拠点というものをつくろうという検討をしているところでありまして、これに対して取組の方向性としては、日本国内で独自の機能を持つこの拠点整備のための財源を確保するということとでありまして、それらの検討を進めていくということでもあります。

それから、②として創薬拠点、これもつくっていこうということを掲げているところでありますけれども、この創薬のための拠点の早期の整備を今後進めていくということでありまして、基本設計や実施設計を検討していきたいということを方向性として挙げています。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

主には3-3の資料、今の説明をいただいた資料の12ページから20ページが午前中のプロジェクトの対象です。その前に3-2のほうの資料のご説明をお聞きしましたが、両方にかかわってどんな点でも結構です。今後の課題あるいは取組の方向性について、皆さんのほうからご意見を賜ればと思います。どこからでも結構です。ご意見をお寄せください。

議長

●樋口葉子委員	質問なのですけれども、今、最後に説明がありましたスマートコミュニティという言葉が出てきたのですけれども、これについて簡単に説明をお願いしますでしょうか。
議長 産業創出課主幹	では、これは担当部局のほうでどなたかお答えいただけますか。
	産業創出課の大越という者です。私どものほうでこちらの事業を担当していますのでお答えいたしますが、スマートコミュニティというのは、太陽光、風力、あるいは小水力、こういったエネルギーを活用しまして、コントロールセンターというエネルギーをコントロールするためのセンターを中核にしまして、エネルギーの効率的な使用をコミュニティ単位で実現しようという試みでございます。 例えば、ここにもありましたけれども、会津若松市の一部でこういったコミュニティを実現しようとか、あるいはまた南相馬の一部でこういったものを実現しようとか、いわき、さらには川俣のほうでも、こういったコミュニティの実現に向けて、今、調査研究を始めているという段階でございます。
議長	簡単ですけれども、そういったことです。 スマートコミュニティは主にはエネルギー供給、電力供給を中心に考えられるもので、一般的なコミュニティ論ではなくてと、そこいらをご理解いただければと思います。
石森委員	質問なのですけれども、14 ページ、これはやっぱり森林の関係というのは、恐らく汚染の関係と密接だと思うのですけれども、微妙な表現になっているのですが、質問で、「汚染状況に応じた木材利用の検討を行う」とあるのですけれども、具体的にこの程度であればどうなのかという技術的な議論なののでしょうか、それとも、積極的に森林の除染をしながらそういうものを活かしていくというような産業をイメージしているのかどうか、その辺を一つお聞きしたいということです。 それから、やはり福島は原発に依存しない方向を打ち出しているわけですが、日本全国を見渡して、今、風力、太陽光、いろいろなエネルギーの発電所建設計画がめじろ押しになっているはずですよ。それこそ福島にそういうものが立地すると。今の説明があったのは、研究をするというプロジェクト、洋上風力にしても時間がかかるプロジェクトが多いと思うのですけれども、企業の今の動きというのは、チャンスがあれば今の電力事業に参入したいということが、土地があればということで物色しておいて、北海道にはソフトバンクの孫さんが来て太陽光をつくると、こう言っているわけですが、そういうプロジェクトが福島にあるのかないのか、個別名は結構ですので、むしろそっちのほうの方が即効性があるのではないだろうかというふうに常々思っておりますので、その2点をお聞きしたいと思います。
議長	これも、それぞれご担当の部局でいいですか。木材資源の利活用の前提条件の話で汚染状況、それから再生可能エネルギーの進捗状況です。
農林企画課長	それでは、まず、汚染状況に応じた木材利用の検討につきまして、担当の各課からも来ておりますが、まず私、農林企画課の佐藤でございますが、総括的なお

	話をさせてください。 ここに書きました趣旨は、木材につきましては、食品のようないわゆる基準値というものがいまだ国から出されておられません。したがって、非常に苦労しているわけですが、県産材に対するまさに風評被害でございますが、福島県のものを使いたくないというふうなことで取引が非常に厳しいというふうなことでございます。したがって、いろいろな建築資材、そうったところに、復興のためのこともありまして県産材を使ってもらいたいと思っているのですが、利用者の側でなかなか利用が進まない、いわゆる基準がないことで、それが制限されているという部分があります。このために、今、県内では、いわゆる木材団体が自主的にいわゆる基準を決めまして、それで何とか安全・安心ですからということで流通させようという動きもございますし、また、同じ木材といっても、いわゆる丸太の状況と製材した状況、いろいろな材が出てまいりますので、その材を廃棄物としないでなるべく利用していくような方法、そのための研究も、つまり、降下した放射性物質が材の中にどのように浸透していくのか、あるいは、降下した放射性物質がどのように木の中に分布しているのかのデータも調査中ございまして、そういうふうな汚染状況に応じて、今、木材利用というのが非常に停滞しておりますけれども、利用を加速するような検討を進めていくと、そういうふうなことで書かせていただいたものでございます。
議長	私の説明で不十分であれば、担当課のほうから説明をさせていただきます。
農林企画課長	今の関係でちょっといいですか。福島県で、6,000戸の木造仮設を、厳密にいうと全部ではないのですが、これは県産材で全部賄えたのでしょうか。それはどこかでデータを把握しておられるのでしょうか。
議長 農林企画課長	方針としましては県産材を使っていただく。これは法律によりまして、公共的な建物につきましては木造で、その木造については県産材を使っていただくというふうなことで考えています。
議長 農林企画課長	お答えは単純でいいです。間に合ったかどうかだけお答えください。 すみません。数字は私の手元にありませんのでお答えできません。申し訳ございません。
議長	結構です。あと、この木材の需要について、僕はこれから注意を要すると思うのは、ご承知のように消費税が値上がりします。消費税の値上がりとその木材需要が、駆け込み申請が出てくるので、実は消費税の値上がりの時期にずらして、住宅の新築に関しては消費税5%を少し延長することになっていると思います。それはもう方針が出ています。 ところが、ずらしたところで、本県のように復旧のための事業あるいは木造仮設をたくさんつくったところでは、この需要が全国でたくさんこれから駆け込み住宅建設が出てきますので、実は大工さん、手間賃、木材資源が沸騰することが予想されているのです。これが復興に対して実は悪さをするというか、復興資材が、あるいは大工さん、工務店さんも、回ってこない可能性があるのです。この点について僕はいち早く政府に、駆け込み申請を少しでも緩和するために延長するというけれども、どのくらい延長すればいいのかということについて、福島県の

	スタンスで僕は注文をつけるべきだと思います。どこかで検討しておられますか。これは、岩手県などでは検討し始めているのです。福島県ではどこかで検討しているのでしょうか。消費税の駆け込み審査は必ず出てきますので、これは復興に回ってこない可能性があるのも、それに対する政府の対策を迫らないと復興が遅れてしまう可能性が出てきます。リアルタイムで動いていくので、その点などの対応をしないと、これから多分、福島県の災害公営住宅をできるだけ木材でやりたいとかという方針が徐々に出てくると思うのですけれども、それに対応できなくなってしまうかもしれません。
企画調整部長	それは、復旧・復興本部の中で、今お話があったことは課題として認識を今いたしましたので、庁内で調整いたします。
議長	そうですか。多分、深刻に近くなりそうなので、その点をお願いします。
エネルギー課主幹	あとは、再生可能エネルギーについてお願いします。 エネルギー課の松本と申します。 再生可能エネルギーのご質問でございますけれども、確かに全国的に再エネについては盛んになっておりまして、福島県につきましても相当な企業さんから引き合いがございます。ただ、これは企業活動でございますので、なかなか個別に申し上げることはできないということでご容赦いただきたいところはあるのですけれども、我々が把握しているところでは、県内で、特に再生可能エネルギーの中で太陽光をやりたいという企業さんが 30 件近く今把握してございまして、発電の定格キロワット数で申し上げますと 150 万キロワットという計画でございまして。そのほか、風力、水力、地熱はいろいろありますけれども、バイオマス等を含めまして、230 万キロワット強の、計画の濃淡はございますが、計画が動いているというふうに把握してございます。これが実際に皆さんの目に触れるにはかなり時間がかかるかとは思いますが、県としてはそれを最大限バックアップしてまいりたいと考えております。 また、個別の話でございますが、メガソーラーを展開したいという引き合いも、先ほどの中にも結構ございまして、ただ、福島県の場合、公共の広い土地というのがなかなかないのが実情でありまして、どうしても民間の土地にならざるを得ない。そこで県といたしましては、県民の皆様の中で土地を提供しても構わないという方を募集いたしまして、そういった方々と事業展開したい企業さんをマッチングするという事で、今、展開をしております。今、21 件を公表いたしまして、実際の企業としては 35 件の引き合いがありまして、交渉中ということでございます。まだ残念ながら成立はしていないのですが、交渉は進んでいる状況になってございます。
石森委員	例の 42 円の件があるので、これは尻が切られていますから、年度中までに申請しないとこの部分についてはまた昔に戻ってしまうので、この短い期間にそういうものを効率よくやるためには、もう少し入り込んで実態を個別に押さえながらやったらいいということと、場所の問題ですけれども、いわゆる生産していない農地があるのですけれども、なかなか農水省は規制が厳しくて提供が難しいというのが全国でも問題になっています。福島だけはそういうところを配慮しても

	らうやり方とか、特段の配慮の中でそういうものを推し進めていったらいいのではないかと、既存の土地ということになると限られてしまうわけですし、北海道に負けてしまいますから、そういう意味では、いろいろな規制緩和をしながらやるということについて、やはり声高らかにやったほうがいいのではないかと。 それと、もう一つ申し上げたいのは小水力、これは福島も実績があるわけですので、自ら事業主体をつくっても僕はいいのではないかなと思うのですけれども、会社みたいなものをつくっていった水力発電に参入していった雇用を生み出していくというやり方もないわけではないなと思います。どこか強力な民間のスポンサーは必要ですが、それくらいやらないとなかなか脱原発のエネルギーの確保というのはなかなか難しいのではないかなと思っていますので、いろいろとまた情報交換しながらぜひ頑張っていたきたいと思います。 ありがとうございました。 エネルギーの話なので。要は、今の農地の汚染の状況もございますので、中には非食用の生産ということも一つ考えていく必要があるだろうと。バイオエタノールの原料、そういった部分もありますし、そういう意味ではエネルギー政策の部分に関して考えれば、結局のところは全体としては当然農業からのバイオエタノールの提供の部分も含めてでありますけれども、エネルギー政策としては福島方式をやはり県として国にきちっと提言するくらいの、そういった部分を考えていかなければと、そんなふうに思っているところでございますので、その点、ひとつご検討いただければと思います。 川上さんが今、明示している福島方式には、何かイメージはございますか。 当然、農地汚染の状況を見ながら、例えば非食用でいかにざるを得ない部分、これについては当然、非食用の生産ということになってしまうと、どうしても単価的には非常に下がってしまう、所得の確保ができないので、そういった部分の確保ができるような政策も必要ですし、また、例えば新たにといいますか、農業をこれから再開していくとき、そういったときには必ず水があれば小水力発電、ハウスであれば上に太陽光を張ってソーラーパネルを載せてしまうとか、そういった中でエネルギーの自給もしながらそういったことができる、そういう可能性もいっぱいあると思うのです。そういったものも含めて、全体として、大きなことではなくてもいいような気がしますので、そういった考え方も含めて、福島県はエネルギーを自給するぞ、ぐらいの、そういう覚悟で提言をしていきながら、それに対してきっちりと支援をしてくれというふうな提言ができれば非常にいいかなと、そんなふうに思ったところです。 ありがとうございました。 何かコメントはありますか。もうちょっとご意見を聞いてからにしましょうか。とりあえず関連の意見を。 12 ページの（２）の①、「安全・安心を提供する取組」についてひと言ご意見をさせていただこうと思います。 この、安全・安心の基準というのは、ずっと感じておりますのは、女性と男性とでかなりの格差があるなというふうに非常に感じております。風評被害という
議長 川上委員	
議長 川上委員	
議長	
中村委員	

ふうによく言葉が使われるのですが、私ども子育て中の女性は、これを風評被害だとは思っておりません。セシウムが出た時点で実害としてとらえております。

そんな中で、私はずっと料理教室を震災以降からやっております、幅広い年代の方に食を通じて福島県産品の安全性の部分をアピールしてまいりました。女性がどういうことを知りたいのかというお話をひとつさしあげますと、まずは牛乳のお話になります。給食で牛乳を飲ませないというお母さんが非常に多く出ていて、それを認めてくださいとお母さんが束になって校長室に言いに行くというシーンが何度も何度も見られました。それでも、牛乳を飲ませることがつらいというふうにおっしゃっていて、これは実は福島県内だけの問題ではなくて、私の避難先である山形でも同じことが起きています。

では、本当に福島県産の牛乳というのは安全ではないのかということを申し上げますと、郡山市にある酪王乳業さんの会社の方にお聞きしまして、一度郡山駅前モルティさんでワークショップ形式の座談会みたいなものをお客様に見ていただくという機会を設けました。その中で鈴木部長さんという方がおっしゃってありましたのは、今、福島県酪連では、飼料の部分、牧草を食べさせられないので海外産の飼料を食べさせていると。実際、万が一セシウムが検出されたということになれば、お母さんたちの気持ちを考えれば、やはり牛乳は飲ませないという、非常に企業としては大きい害を被ることになりますから、九州までサンプル検査に出して、ミルクステーションから持ってきたものを週に1回、1ベクレル以下まで計測をしていますというふうにそのときおっしゃいました。それを毎回毎回、料理教室のたびに申し上げているのですが、先ほど川上委員がおっしゃった情報の質、誰がどのようにその食品をつくっているのかということをもう一度具体的に、食品を選んでいるお母さんたちにお伝えする、そして福島県内のお母さんたちが子どもに安心して食べさせられるようになったときに初めて、他県に出荷をして、風評が本当の意味で解消されるのではないかなというふうに感じております。

どうしても、風評という言葉を知ると、女性はそうではないという嫌悪感といえますか、そういう感覚になります。お母さんたちとお話していると、そういうお話が多々出てまいります。では、食べ物というところを考えたときに、今現在、住宅ですとか車ですとか、昔は家庭内でお父さんたちが必ず決めるという形になっていましたけれども、女性が今は家庭内では購買決定権というものが大分強くなりまして、95%ぐらいというふうにマーケティングの調査でいわれています。主婦マーケティングというものもあるくらい、主婦の購買決定権というのは強いと、今は全国的に周知されておりますので、食べ物については、お母さんたちが不安に思っている、基準値以内であればOKということではなくて、お母さんたちが不安に思っているラインまで一度落としてあげる、そういうプロジェクトが福島県から発信することが私は絶対に必須だと思っております。

それが、回りくどいかもしれませんが、福島県産品を計測したときにほとんどが不検出なのです。果樹の除染なども行われておりますし、それぞれの農家さんがそれぞれに気をつけられて、ゼオライトをまきながらつくっていらっし

議長 農林企画課長 議長	やるという現状があります。なぜ安心なのかということをもうちょっと具体的に県民にフィードバックしていく、そういうプロジェクトをお母さんたちにやってもらうというのはどうでしょうか。これは一つご提案なのですが。 私たちは避難をしていますが、福島県産品を買わないわけではありません。私が、牛乳の話を申し上げますと、よかったと皆さんおっしゃいます。これはどういうことかということ、正しい情報が伝われば風評が少しずつなくなっていく、そういうことだと思います。これをぜひご検討いただければと思います。 多分、今のお話は 12 ページに書かれている取組の方向の最初の丸のところの「見える化」の話、あるいは、それと別にアピールする活動が最初の丸に書かれています。これが、具体的に説明を受けると、今、中村さんがご説明されたこととうまく組み合わさるのではないのでしょうか。そこいらはいかがでしょう。 委員がお話の話は非常に悩ましい、私ども行政も本当に悩みながらやっている部分でございます。すなわち、安全と安心、同じようで非常に異なる部分がございます。安全につきましては、ご承知のとおり厚生労働省のほうに、当初、暫定許容値 500 ベクレルになったと聞いてございましたが、これが 100 ベクレルに今年から強化をされまして、世界的に見てもこれだけ厳しい数字はないという数字が出ております。諸外国と比べますと、諸外国はけた数が違うと私聞いております そうしたことからすると、この厚生労働省の基準を下回るということは相当安全であるというふうに自信を持って言えますし、そう考えていただいて構わないわけですが、お母様方からすれば、あるいは消費者の方からすれば、それでは安心ができないという方々がいらっしゃるはそのとおりでございます。そうした方々には、まず私どもといたしましては 100 ベクレルの持つ意味を正しくご理解いただくことがまずもって重要なかなと思っておりますし、それについては県ではなくて、県も当然でございますけれども、やはりその基準値を設定した国がやはり先頭に立って PR もしていただきたいと思いますし、当然、私どももやっていくというふうなことであります。 そうした中で、やはり生産サイドとしては、その数値を少しでも下げるべく努力をしているというのが現状でございます。そのために検査もし、そのための生産のためのいろいろな技術開発をし、試験研究をし、その試験研究の成果を現場で運用し、そして消費者の方々に少しでも低い、そして安全な農産物を届けるための取組をしているところでございます。 そういうことで、非常に今回 100 ベクレルということで基準が厳格化されたことを踏まえまして、生産現場では非常の取組をしまいいりました。果樹では冬期間、脚立に上って冷たい中高圧線上で木を洗いましたし、また、水稻では耕うんをし、ゼオライトをし、カリ肥料をまいていると、非常にこれまでにはなかったコストをかけながら、また苦勞しながら、安全なものを消費者の皆様にお伝えしようということで取り組んでおりますが、ゼロにするのはなかなか正直厳しいというのが実態でございます。 ご苦勞はわかるのですが、今、中村さんのご提案は、「見える化」をど
--	---

農林企画課長	う進めるのかということと、もう一つ、最後の提案は、消費者と一緒にこの見える化のアピールのために使いませんかというご提案なのです。 失礼しました。全体が長くて申し訳ございません。「見える化」につきまして、ご承知のとおり、どんどん消費者の方々にやっていかななくてはいけないと思っております。今の私どもの考えている「見える化」は、消費者の方々にお買い上げいただくようなときに、情報が伝わる方法として今考えておりまして、まだまだ取組の途中でございますが、今年、実施いたします全袋検査をしておりますが、ここでシールをつけて消費者の方々がお買い上げいただくときに見ていただくような取組を進めておりますし、また、ホームページその他で、消費者の方々が検索をいただければ、データを見ていただけると、そのような取組をしているところでございまして、それは、今年始めましたけれども、これを拡充しながらやっていきたいなと思っております。 もう一つ、消費者の方々にお入りいただいてというのは、まさにそのとおりだと思います。一緒になって消費者の方々にご協力いただきながら、どういう形がいいかはこれからという形になるかと思いますが、消費者の皆さんの理解なくして消費の拡大はあり得ませんので、ご理解をいただくような方法を考えながら進めていくというのは、まさに委員がご指摘のとおりであるのだろうと思っております。
議長	すみません、長くなりましてご無礼をいたしました。 今の関連でいいですか。
中村委員	まず、直接ご質問をした中村さんからコメントをいただいていいですか。 今、ご説明いただいた中で、一番最初に私が申し上げた、安全の基準の格差というものが大きい問題であると。県が 100 ベクレルを、国の基準だからこれを安心ですよといくら説明して回っても、恐らくここは消費者が納得できないであろうと思います。日本人というのは非常にまだまだお金持ちで、避難をされても、これだけ原発事故で散財を福島県民が強いられても、まだまだ選ぶぐらいの財力は皆さん持ち合わせていらっしゃると思います。目の前にあるほうれん草が福島県産と九州産が並んでいたとしたら、お母さんは恐らく九州産を取ると思います。では、どうやったら目の前の福島県産のほうれん草を食べてもらえるのかということをお母さん目線にもう一度皆さん落としていただいて、一緒に考えていただきたいというのが私の希望なのです。 それには、間違いなくつくる人の姿が見えるということが非常に大事でして、つくる人の姿勢が、一緒に子どもを守っていこうという姿勢であるかどうかという、そこが非常に大事になってくる。庭坂にあんざい果樹園というところがありまして、あんざい果樹園の安齋さんとお話をさせていただいたときに、先ほどもありましたけれども、木の皮を一つ一つはいで高圧洗浄機で洗いましたら、セシウムが去年は 26 ベクレルあったのが 3 ベクレル以下になったと。セシウムは出るかもしれませんが、でも、そのお父さんの努力が見えたときに、我々母親は心に響くものがあつたときに、初めて納得するという。女性は感情の生き物ですから、その女性に購買決定権があるというところを踏まえて、100 ベクレルだから安全

議長 蜂須賀委員	ですよ、ではなくて、ゼロベクレルを求めるのだから、一緒にゼロベクレルをつくっていきましょうという、そういうスタンスで臨んでいただきたいというのが、一母親としての希望でもあります。 ありがとうございます。 では、蜂須賀さんのほうから。
	中村さんのこと、すごくいいことなのですね。それで、どうして消費者を参加させたらいいかということは、やはり自分で測るのが一番安全なのです。ですから、そういうふうな機械をいろいろな箇所に置いておくことは、私はいいいのではないかなと前から思っているのですね。それで、安全と安心は違うといいましたけれども、やはり中村さんがおっしゃいましたとおり、お母さんたちは心の安心が欲しいのです。自分で納得する心の安心。これだと安心だよねと自分がふっと息のつけるような安心を求めるためには、人が測ったものは納得いかないというのなら、では、ご自分でどうぞと、スーパーでもどこでもいいのです。農家の軒先でもいいのです。どうぞ測ってくださいと。 あと、今言ったとき、農家の方がこれだけ努力しているのですよという姿を、テレビでも何でも、マスコミを利用して、マスコミさんにご協力いただいて、そういうふうな努力の成果を見せるというのが一つの方法ではないかと思います。 あと、牛乳の件もそうなのですけども、この前、葛尾で牛乳つくって牛をやっていた方のお話で、俺たちにはプライドがある。絶対に汚染された牛乳は出さないぞというプライドがある。だから福島県の牛乳が一番安全なのだという言葉をいただきました。すごく私は感動してきたのですね。一人一人の農家の人たちが、そういうふうなプライドを持って、ほうれん草一つつくるにもプライド、リンゴをつくるのにもプライド、栗をつくるのにもプライド、その自分の食べ物にプライドを持てるような食品をつくっているのだという姿を私たちにも見せてほしいし、なにせ私は放射能を測る食品なんかという機械を、本当に気楽に自分の手で、自分の目で見られるように設置していただきたいというのが私の希望です。
議長 川上委員	川上さん、いかがでしょうか。 中村さんから風評ではないぞというお話、まさにそのとおりだと私たちも思っています。そういう意味では、表現の仕方として、例えば「いわゆる風評被害」といった表現もしていますけれども、我々にとっても間違いなく実害です。値段が安くなる、これはそのとおりでありますし、それはあくまでも放射性物質に汚染されたからそうなったということでもありますから。ただ、なかなか適当な表現が見つからなくて、どうしても「風評」という言葉を使ってしまうところはお許しをいただければと思っています。 もう一つは、見えること、きっちりと姿勢を見せていくということ、それは、どうしても個人的な取引であれば、例えば安全な生産者さんとの取引ということで済むのでしょうかけれどＪＡグループの中となるとそのようになかなかいかないう点があることはご了解いただければと思います。 そういう意味では、この農業水産業の再プロジェクトの中での話でありますけ

れども、例えば、我々自身はきっちりと、例えば直売所に出すものについては出す前に必ず、その人が出してきたものをちゃんと測って、それでOKであれば直売所に出すとか、そういう安全の取組というのはやっているのですけれども、どうしても時間がかかったり、1 kg の量がないと測定できませんので、少量の生産者だと出すものがなくなってしまったり、そんなこともありますし、いろいろな問題を考えていくと、やはり、まず、農地の汚染状況はどうなっているか、これというのはきっちりと押さえていくべきなのだと思います。一筆単位でできればやりたいと思っています。そういう意味では、JA新ふくしまと生協連が一緒になって、土壌スクリーニングプロジェクトというのを始めました。これは一筆単位で農地を測っていくと、そういう考え方で、今進み始めています。要はそういう形でやることによって、地域全体の農地の汚染状況はこうなっていて、この汚染濃度が低いところで作られたこれはこういうふうなものをつくっています、若干高いところはこういう作物をつくって吸収抑制をしてこういうふうにつくっています、その上できちんと検査していますから安全ですというふうなことで伝えていったほうが、より情報もわかりやすくなる。

これを本来やるべきは国の責任だと思っています。国があそこまで責任を持つといった以上は、そういったことをきっちりとやってほしい。これは民間レベルの話ではない。ただ、どうしても国が動いてくれないということで、今、民間レベルで生協のほうでも、これは全国の日生協ですけれども、土壌に立てておくだけで土壌の放射性物質の濃度を測れる機械があるので、そういったものをちゃんと寄付してくれながらやってくれたり、そんなこともずっと進んでいます。

ですから、そういった部分で考えていくと、施策というよりは、ある程度、30 年も 40 年もかかる話であれば、これは定点観測しないといけないと思っていますから、そういった部分も、これは法制化も含めてきっちりと要請していくような、そんな手だても考えていく必要があるのかなと思っています。

あと、情報の提供という部分では、私は一つ身近で、ああ、こういうことかと思ったものがあつたのでお話しさせていただきます。

7月7日に復興マルシェをやりました。これは福大の学生たちと一緒に連携していたのですけれども、そのときに、実際に、シンチレーションですけれども、機械を持ってきてもらって、福大の先生に実際に測っているところを全部実演していただきました。そのとき、小山先生が東京の消費者の方をバス2台分お呼びになったのですけれども、そのときに小山先生がおっしゃっていました。2～3人の方はメールをよこして、復興マルシェとはいえ、私は福島のは食べたくない、近くにコンビニはありませんか、というメールをいただいたという話をされていました。ただ、その方々に、検査の様子を見てもらいましたら納得していただいたようで、皆さんに野菜を買って帰っていただきました。こういったところを考えていくと、やはり、よりわかりやすく情報を伝えるという点では、我々もまだ不足していますし、中村さんのご意見が大変参考になりましたので、うちのほうにも回していただければと思います。よろしくお願いします。

これだけでは時間がなくなってしまいますので、今のお話を聞いて、お三方の

	話を聞いて思うのは、ここでいう情報の「見える化」、アピールする活動は、例えば県庁が県として展開するというときに改良が必要なのは、そこに消費者だとか生産者の視点からその安全性を語ってもらう、あるいは評価してもらうというところが必要で、これまでの行政がこのように検査して、安全だからどうぞ食料として利用してください、消費してくださいというだけではだめなのだと思います。 これまではどうしても、役所が、これだけ検査をして検品をしてこうだから、100 ベクレル以下だから安心というだけでは、今の消費者の人たちの要するに安心のところまでいかないということなので、消費者や生産者の人たちと協力しながら、それをどうやって「見える化」するかということなのだと思います。そのところを工夫を、この部分に書いてありますので、それをもう一步具体的に展開するにはどうしたらいいかご検討いただきたいというご発言だと思います。ご発言はまだありますか。中小企業だとかいろいろな問題がまだ残っているものから。
生活環境部企画主幹	生活環境部でございます。 2点ほど、当部のほうで実施している施策を具体的に、今、委員の方々からご質問があった点にちょっと答えられるかなと思いますので、まず1つ目、消費者に対する食の安全・安心という点で、「食の安全・安心アカデミー」ということで、県内の80カ所ぐらいに測定の実演とか新基準の説明、講演、こういったことを、正しい知識を消費者の方々に伝えようということで、そういった対策も当部のほうでやってございます。実際に測定器を持ち込んで、その中で測っていただいて体験していただいて、安全性等も確認するということと、あとは、例えば東京大学の中川先生のほうから、放射線の影響、そういったものについて正しい知識についての講演をやっていただく。そんなことをやってございます。プラス、消費者の方々に対しては、県内520カ所、簡易分析装置を県内市町村のほうに配布しまして、自主的にそちらのほうで検査できる態勢もとらせていただいております。参考までに。
議長	そういう説明を受ければ受けるほど、なぜそれが逆に県民の人たちからそういうのが見えないという意見が。そのギャップはどうしたらいいのでしょうか。こうやっています、こうやってやっていますといわれるけれども、県民の側にはそれは見えないのです。
生活環境部企画主幹	本当に、委員の皆様おっしゃるとおりだと思いますので、これも、本当にやっていますと確かにいろいろな媒体を通じながら発表はしているのですが、なかなか伝わらないというのが実情でございますので、より努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	その戦略が、多分、今回のような見えないものが我々を不安に陥れているわけですから、なおさらそういう戦略が重要なのだと思いますので、英知を結集してお願いします。
生活環境部企画主幹	ありがとうございます。
議長	次のところに行かせてください。11時50分を過ぎたのではないのでしょうか。

本田委員

ごめんなさい。

この仕事の話のところは、農林漁業のところと中小企業等振興プロジェクト、再生可能エネルギーは少し意見を交換しましたが、もう一つ、医療関連産業集積プロジェクトの4つが紹介されていて、今はどちらかというと第1のプロジェクトが中心になりました。それで、本田さんが今日は午前中しか参加できないものですから、この中小企業等復興プロジェクトのところに、課題とか取組の方向性についてご意見をいただくとありがたいのですが。

中小企業の復興プロジェクト、先ほど農林水産業の話がありましたけれども、実は食品関連も全く同じ状況にありまして、福島で実際に製造している食品メーカーが本当に福島でやり続けられるかという不安を感じざるを得ないという話を経営者からじかに聞きますと、非常に深刻だなと思っています。

中小企業の関係なのですが、先ほど資料3-2あるいは3-3で話がありましたけれども、今、さまざまな、特に金融等については、県の制度支援等も含めて、大変中小企業にとってはありがたく思っています。

それらが来年以降どうなるか、ぜひこれについては継続していただきたいということと、特に来年の3月で現在の金融円滑化法が期限切れになります。そうすると、いろいろ返済の条件緩和を受けていた中小企業がいろいろな意味で資金繰りに窮するということも考えられますので、こうした制度資金とか、あるいは保障制度とかも含めて、来年の継続についてはぜひお願いしたいと思ひますし、来年3月の円滑化法が切れるところをうまく中小企業が乗り越えられるような、そういった施策をお願いしたいと思ひます。

また、グループ補助金とか立地補助金については、県さんのほうにもいろいろ予算の確保をお願いしているところでございますけれども、がんばる企業・立地促進補助金が今年度で見直しがかかるというふうなことを紙上で拝見しましたがけれども、やはり、国の立地補助金だけではなくて、もう少し小規模な投資もたくさんニーズはあるでしょうし、そうした中小企業の投資意欲を高めるという意味でも、こうした県の立地補助金についても、ぜひ考えていただきたいし、また、先ほどありましたように、必ずしも製造業だけではなくて、いろいろな関連する産業についても立地を促進するような枠をぜひお願いしたいと思ひます。

それから、この中小企業の復興プロジェクトは、恐らく今後、特措法関連の産業復興再生計画とか、あるいは重点推進計画との連携があるのでしょうかけれども、そうした中で、どうしても市町村が、特に除染の業務で大変な状況になっているところが多いと思うのですけれども、それ以降の産業復興についてなかなか具体的なスタートといいましょうか、具体的なアイディアが決めかねているという状況があります。復興特区とか、あるいは産業復興再生計画とか、こうしたものの中で、ぜひ市町村のそうした産業政策のようなものについて、県としていま一歩リーダーシップを発揮していただく必要があるのではないかというふうに思ひます。

それから、これは直接関係ないかもしれませんが、除染についてなのですが、現在の仕組みですと、企業が自ら除染するということに縛りがかかってし

まっあって、特に、工業団地とか、あるいは大規模な工場などは、できれば先行してやりたい、そして従業員の安心を確保したいということもあります。今の枠組みですと、これがなかなか進めづらいということもあって、これも国のほうにも話をしているのですけれども、県のほうと協議をしますという話しか返ってきていないものですから、ぜひ企業、特に誘致企業が安心して操業できる環境のためには、こうした企業の除染についても柔軟な対応を図っていただけるようお願いしたいと思います。

それから、今現在、特に福島とか郡山のあたりですと、企業は求人がなかなか、人を募集しても応募者がいないという状況になってきて、これから安定的に人が確保できるのかと非常に不安に思っている声があります。これはミスマッチで、特定の就業形態に限られるということがありますけれども、一方では、今、就業支援をするような、企業に対することだけではなくて、求職者に対する啓発とかそういったことについて、もう少し進めていかないと、この問題はさらに拡大するかなと思っています。

それから、中小企業等復興プロジェクトという中で、今後、特区制度もあるのですが、特に南相馬のほうから出てまいりますのは、恐らく南相馬について考えていくと、県内同様の支援制度ではなかなか企業の立地も、あるいは再開も、進まないのではないかと。特に人口が減少して、産業全体が壊れてしまっているという地域ですから、そういう意味では、これは特区の話になってしまうかもしれませんが、この地域についてはまた一段深掘りした支援策が必要ではないかと思っています。中小企業についての今の段階での状況です。

それから、再生可能エネルギーの話が先ほどもちょっと出ましたが、まさに、これも研究から産業にどうやって進めていくかということだと思います。特に、再生可能エネルギーの関係でいいますと、例えばアメリカとかその辺でも再生可能エネルギーの内需拡大といっても、実際にはなかなか進まなかったと。特に中国とかそういう競争の中で、どうやってこの産業を育てていくかという戦略が非常に大事ななと思っています。

したがって、研究段階から、その次の産業に結びつける、特に応用ですが、こういう観点がこの段階でもう少し色濃く出ていてもいいのではないかというふうに思います。

それから、医療についてですけれども、医療についても、先日、新聞報道では、経産省のほうで医療機器開発センター構想ということで、140億の概算要求の話などもありましたが、こうした医療産業をどうやって県内に進めていくか。特に先端的な医療技術者ではなくて、医大の先生のアシスト、もっと幅広い医療と産業の連携というものを考え出したという話もありますので、そういった視点を持って産業にどう結ばせるかという部分がもう既に今の段階では十分に必要なことではないかと思っています。

以上です。

ありがとうございました。

ほかの委員の方々の、この6の中小企業等復興プロジェクト、16、17ページに

石森委員	わたってありますが、このプロジェクトで何かご注文やご意見はございますか。 1つ、雇用のところで、先ほど本田委員のほうからありましたように、これは最大の問題になってくるのだろうと。ミスマッチの問題、求人をしても集まらないとか。これは国全体、あるいはほかの宮城県にとっても、あるいは岩手県にとっても同じような状況にあります。それに、一段と福島の場合には雇用というものについて非常にミスマッチといいますか、本当に工場が立地したときに、それだけの人材が得られるのだろうかと。震災があって1年、2年ぐらいは、恐らく補助金をもらえば逃げないねということで、何とかとどまることはできると思うのですけれども、もっとやっぱり大事なのは、将来伸びる企業が出てきたときにどういう人材を供給できるか。 先ほどちょっと教育機関の誘致というふうに申し上げたのですけれども、今、県外に出ておられる高校生あるいは大学生、あるいは卒業生、そういった人たちが、もし福島で勉強がただでできたならば、あるいはそういう資格が取れるならば、将来においては原子力技術、原子力の専門家、あるいはいろいろな新しい医療の専門家、そういったものが必要になるわけでありましてけれども、それだったら2年後、3年後にそういう産業が起きてくる芽があるならば、今のうちにそういう人材を学校を誘致して、そういう資格を用意しておく、ということもいいのではないかと。本当に福島に戻りたいという若い人たちがいるのであれば、むしろそういう特待制度をつくって、学校の学科を増やして、1年、2年で資格が取れるような、そういうものを用意した上で、工場誘致も大丈夫ですよというふうにしたらいかなと。工場があつて雇用ではなく、雇用の人材があるから企業が立地するというスタイルに持っていけないと、私は競争に勝てないなと思っておりますので、この雇用というものが、実際にどれだけの人たちが福島からいなくなっていくか、減っているのか、そういう数字の把握をぜひしてほしいと思いますし、先ほど情報の共有というものがございましたけれども、離れている人たちにどういうふうにそういうコミュニケーションを持って、戻ってくるという気持ちを常に維持させていくか。そのためにはやはり、子どもたちが福島で学べる、資格が取れる、工場やそういうところで働けるといふ人材を整備する場を行政で用意するというのが一つの案ではないかなと思います。
議長	以上です。 ありがとうございました。 予定の時間の12時を回ってしまいましたけれども、この6番の中小企業等復興プロジェクトについて、今、いろいろご意見がありました。これについて、県の担当部局のほうからいったんコメントをいただいて、午前の部を一応切り上げたいと思います。関係部局の方、お願いいたします。
商工労働部企画主幹	中小企業の振興についてであります。 25年度以降、いろいろな制度が切れるということで、それに対する対応ということですが、当然そういう切れない対策を打つということで、改めて検討していく必要があるというふうに考えております。 また、がんばる企業立地補助金については、県の仕組みとして、制度について

はいったんリセットをして見直しをして、継続するかどうかという検討で、直ちにやめるということではないかなと思いますので、また編成の過程で検討していきたいと考えております。

それから、福島復興再生特別法に基づきます2つの産業振興のための計画、重点推進計画を含めまして、これにつきましては市町村と連携しながら具体的に進めていきたいと思っています。それで、石森委員のほうからお話がありましたように、現在、雇用を守っている企業の支援ということも大切ですし、さらに将来、福島を支えるような企業をつくっていくということも大切ですので、そういう将来の進むべき方向とかそういうものも、この産業再生計画の中で位置づけをするというか、検討を進めるところでございます。

それから、南相馬のところについては、特に避難区域ということで、津波被害もありましたし、非常に被害を受けているということで、現在、特措法の中で、税制上の特別措置についても深掘りをしたような形になっておりまして、多くの企業が何らかの恩恵を受けるための認定を受けているところでございます。また、12月の税制改正に向けて、さらにそういうところで支援が強化できないかどうか、そういうことについても、今、国に対して要望に努めているところでございます。

それと、最大の課題に雇用の創出ということ、福島で生活をしていくためにはやはり働く場が大切でございますので、その雇用に、復興計画の中でも、当然、原子力にかわる新たな社会づくりの中でも、福島の雇用にどうするかということが大きな課題になっておりますので、その部分についてさらに、先ほど申し上げました特措法の重点推進計画の中でも、再生可能エネルギーあるいは医療産業について重点的に位置づけるということになっておりますので、その辺についてもしっかり検討していきたいというふうに考えております。

その他、個別のことについては個別にお答えしたいと思います。

ありがとうございました。

委員の方々も、あるいは県当局のほうでも、もっと説明したいというところですが、強引にはしょってしまいました。申し訳ありません。一応、午前中の「ふるさとで働く」という柱について、以上で終了させていただきます。それぞれの課題についていろいろなご意見が出てまいりましたので、今、それを私はきれいに整理できませんが、それらの課題について、ぜひこのプロジェクトの中で、見直しの中で、補足・補強していただくようお願いして、またいずれ、そこいらの整理についてお互いに確認し合う場面があるかと思いますが、今日の午前中のところはこれで閉じさせていただきます。

終わらせていただきますけれども、午後の再開はやはりずらしたほうがいいですか。——では、昼休みが10分短縮になります。1時から再開ということにします。では、一応これで昼休みになります。

(休憩)

	(再 開)
議 長	それでは、時間になりましたので、午後の部を再開いたします。 再開する前に、午前中ご出席できなくて午後からご出席の委員の方がお二人お見えになりましたので、端のほうから紹介しますかね。田中先生でいらっしゃいますか。これは、お名前のほうは何とお読みするのでしょうか。——「さとる」と読むのですか。今日は広島からこちらのほうに駆けつけていただいたそうです。よろしくお願いします。それと、檜沢久子さんです。 それでは、午前中は3つの主要な柱のうち「ふるさとで働く」、どちらかというと産業の問題を中心に議論してまいりましたが、午後は、まず最初は2つ目の柱、「安心して住み、暮らす」という柱、その主要プロジェクトについて評価をしていくというところに移りたいと思います。 まず、この中身について事務局のほうからご説明ください。お願いします。
復興・総合計画課長	それではよろしくお願いいたします。資料のほうは3－2をご用意いただければと思います。進捗状況の追加版、主な今年になってからの取組をご紹介しますいただきます。 それでは追加版の1ページをご覧いただきたいと思います。「環境回復プロジェクト」、簡単にいいますと除染のところであります。主な取組といたしまして、除染の推進のところでありますけれども、2つ目の大きな括弧のところで、まず除染の計画策定の市町村のところでありますけれども、放射性物質の汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査し指定されたのが県内 41 市町村ございます。要は、この 41 市町村でこういう除染をやっていくということでありまして、このうち 35 市町村で除染計画がつくられております。そのうち、22 の市町村の計画が法定計画のほうに移行しているというような状況であります。 現実問題としてどのくらい除染が進められているのかというのが一番下の表の中でございまして、35 市町村でどんな状況になっているのかということでありまして、公共施設でありますとか水田でありますとかということでは約半分ぐらい進んでおりますけれども、住宅に関しましてはまだわずか 3.6%という状況になっているというような状況であります。 2ページをご覧いただきたいと思います。除染のためには、取った土の保管場所が欲しいわけなのけれども、ここがなかなか進まないということでありまして、仮置き場の確保・維持管理のところであります。このために、住民の理解を促進していかなければならないということでありまして、フォーラムの開催でありますとか住民説明会への職員の派遣だとか、仮置き場の現地視察会などを通して、住民の理解を促進しているというところであります。 現実問題として、仮置き場がどのくらい置かれているのかということはその次でありまして、35 市町村で 397 カ所が今のところ確保されているというような状況であります。 それでは3ページをご覧いただきたいと思います。「生活再建支援プロジェクト」ということで、いわゆる被災者・避難者の支援というところであります。

まず、1 番目として安心できる生活の確保ということですが、被災地における地域コミュニティの復興ということをめざし、生活支援相談員などを配置しているところでありまして、6 月末現在で 183 人ほどの生活支援相談員が配置されているということでもあります。

それから 2 番、住環境の再建支援というところであります。応急仮設住宅はできたわけなのですが、今、応急仮設住宅の追加工事をしているところであります。あわせて、被災者の方々の住宅に残債務があるということもありますので、二重ローン対策の 2 次補給もしているということで、昨年からの累計で約 60 件ほどの利子補給をしているところであります。

それから、避難が長期化しているということでありまして、今後は応急仮設から復興公営住宅のほうに移行していくということで、今、町村の意向を確認しながら、県営の住宅も含めてどのようなことでつくっていくのか検討中だということでもあります。

それから、④の県外避難者への支援ということでありまして、県外における避難者の交流拠点ということで、30 都府県で 233 カ所ほどの交流拠点をつくっているところであります。

続いて 4 ページをご覧くださいと思います。3 つ目の「県民の健康を守るプロジェクト」であります。①として、県民の健康の保持増進というところで、まず、内部被ばく検査を 38 万人中、6 万人ほど検査をしているところでございます。

1 つ飛ばしまして、学校給食、午前中にもお話がありましたが、学校給食の検査の強化ということで、市町村等の学校給食用の食前放射性物質の検査などを行っているところでございます。

それから、②として地域医療の再構築であります。浜通りの地域医療の復興のために、浜通り地方医療復興計画というものをつくりまして、これに基づいて病院の機能強化だとか警戒区域等の医療機関の診療再開のための施設整備等を支援しているところでございます。

続いて 5 ページをお願いいたします。③として最先端の医療体制を整備するというので、今、県立医大のほうに県民の健康管理センターを主として医療拠点をつくろうということで、27 年度に運用できるように、今、整備を進めているという状況でございます。

それから④として、被災者の心のケアということですが、心のケアセンターというものを今年の 2 月につくったところでありますけれども、これに続きまして、4 月に方部ごとの県北・県中・県南・会津・相双・いわきということで、コールセンターを開設しているところでございます。

続いて 6 ページ、この柱「安心して住み、暮らす」の最後のプロジェクトでありますけれども、「子ども・若者育成プロジェクト」ということであります。

①番として、子どもを育てられる環境づくりということで、18 歳以下の医療費無料化に関しましては、6 月補正予算のほうに提示をして、10 月からスタートということで準備をしているところでございます。

それから、なかなか外で遊ばせられないということがございまして、屋内の遊び場の確保ということで去年から進めているところでございまして、ここにございますように、現在までには市町村で5施設、民間団体で12施設がオープンしているという状況にございます。

②として、生き抜く力を育む人づくりということで、警戒区域等にある高校にサテライト校というものをつくっておりますけれども、そのサテライト校を集約した関係で、避難先から通えないという状況がございます。その関係で宿泊施設を確保しておりますで、7月1日現在でこのような方々がそこから通っているということでもあります。

それから、復興計画では理数教育とか防災教育だとかということを進めていくというふうにしているわけなのですけれども、この関係で1つご紹介をしますと、再生可能エネルギーの教育ということで、いわき明星大学と連携いたしまして、県内9校をモデル校として再生可能エネルギーの学習を始めたところであります。

それから③として、ふくしまの将来の産業を担う人づくりということでもあります。2つ目の括弧でありますけれども、県のテクノアカデミーの中で、今、急速に普及が予想される太陽光発電の設備施工技術講習などをこの中で進めているということでもあります。

主なものについては以上であります。続いて、これらを踏まえて課題と取組の方向をご説明いたします。資料の3-3をお願いいたします。

まず1番、「環境回復プロジェクト」であります。まずは除染の推進ということでもあります。課題としましては、全県におけるモニタリングはまだまだ継続してやらなければならないということでありまして、取組の方向性としては、県内の空間線量率、河川、海、土壌などの放射性物質の状況なども継続して測っていくということにしております。

それから、実際の除染の実施でありますけれども、人材の育成が必要であります。それから、除染技術の普及が必要であるというようなことでありまして、取組の方向性としては、除染の講習会で人材の育成に取り組むとともに、優良な除染技術を公募して実証・評価を行う考えであります。

それから、農林地の除染につきましては、午前中にもお話をしたと思いますけれども、特に今回は、2つ目の黒丸の森林については非常に対応が遅れておりまして、今後の除染の実施について見通しを立てる必要があるというふうに考えておりまして、取組の方向性としてしましては、森林の線量の低減技術と施業手順等について、実証実験をしまして、実証結果をとりまとめると。それを国のほうのガイドラインにしたい。その上で森林除染を推進していくというふうに考えているところであります。

それから、その次の仮置き場でありますけれども、住民の放射線への不安からなかなか進まないという状況でありますので、取組の方向としては、住民理解促進という取組をいっそう進めていかなければならないというふうに考えております。

それから、②として食品の安全確保であります。これも午前中話がありました
が、簡単にご説明しますけれども、黒丸の2つ目、これから警戒区域の解除等に
伴いまして、飲料水検査の需要が増加をするのではないかと予想されているとい
うことでありまして、取組の方向としては、検査体制をいっそう充実していく
ということでありまして、検査機器の追加配備を検討したいと思っております。さ
らに、午前中にもお話がありましたけれども、地域住民を対象とした食品等の放
射能に関する説明会なども小まめにやっていかななくてはいけないというふうに
考えているところでございます。

それから、③として汚染廃棄物の処理でありますけれども、黒丸の2つ目であ
ります。汚染廃棄物に関して、基準値以下であってもなかなか住民の理解が得ら
れず最終処分ができないという状況にありまして、仮置きといえますか、その場
で補完せざるを得ない状況になっていまして、この保管量が増大しているという
状況であります。それから、下から2つ目でありますけれども、下水汚泥などに
つきましては悪臭が発生して問題が出ているということでもあります。取組の方向
性としては、まず、住民理解促進は引き続きやらなければならないということ
であります。下水汚泥の悪臭対策としまして、県北の浄化センターにおきまして
は悪臭対策を行うということと、汚泥の保管量が増大しているということがあ
りますので、汚泥の減容化のため乾燥施設の整備を行うということでもあります。

それから、④として拠点の整備ということで、放射性物質により汚染された環
境を回復するというこのために、その調査・研究、技術開発などを行うために
国際的な調査研究拠点を福島県内に整備するということになっております。これ
に関しましては、今、基本構想などを進めているところでありますけれども、こ
れに関して十分な財源を確保していくということと、国内の研究機関、それから
I A E Aの研究機関誘致などを進めていくということにしているところでござ
います。

続いて4ページ、「生活再建支援プロジェクト」であります。

まず1番目、安心できる生活の確保ということでもあります。復興計画の見直し
ということで今回やっていくわけですがけれども、その大きな理由としまして、
午前中にも説明しましたけれども、避難区域の見直しによって、帰還される方、
長期間ほかの自治体での生活を余儀なくされる方、その避難地の状況によって支
援が現在求められてくるというところでもあります。さらに、避難指示区域の見直
し等に伴って損害賠償についても迅速かつ十分な賠償の実施が求められている
という状況にございます。この点の取組といたしましては、避難指示区域の見直
し等による避難者の状況の変化に応じての支援が必要になるということであり
ますので、特に市町村の状況に応じて帰還に必要な環境を整えるための除
染、インフラ等の復旧、それから長期間避難を余儀なくされる避難者の新たな生
活拠点の整備に向けた支援に取り組んでいきたいということでもあります。それ
から、一番下でありますけれども、すべての損害について、被害の実態に合った十
分な賠償が迅速になされるよう取り組むというような考えであります。

それから、②の住環境の再建支援ということでもあります。黒丸の1つ目、避難

者等の住宅の不足が浜通りを中心に問題になっているということであります。取組の方向性としましては、これからは復興公営住宅の整備を進めていきたいということであります。

それから③として雇用の維持・確保ということで、まず1つ目の丸でありますけれども、生活基盤をどこに置くかわからないという状況であるので、なかなか求職活動へ進めない状況があります。それから一番下の丸でありますけれども、インフラ復旧、除染、保健・医療・福祉、それからボランティア、ほかの自治体から応援してくれる職員などが利用できる宿舍が不足しているという状況であります。

これに対する取組の方向性としましては、当面の策でありますけれども、緊急雇用創出にかかる基金を活用した就労機会の確保ということに努めていきたいということ、それから一番下の丸でありますけれども、復旧に関わる作業員などのための住宅確保も雇用と合わせて取り組んでいきたいということであります。

それから、④として県外避難者への支援ということであります。県外避難者に関しては、なかなか災害救助法の制度上の問題がありますので、その制度上の問題を解決して、避難者に寄り添った支援を行う必要があると考えております。

6ページになりますが、そういうことで、取組の方向性としては、県外避難者に寄り添った対応に努めるために各都道府県に対しても支援をお願いするということ、それから、今のほうで、原発事故子ども・被災者支援法というものがありますけれども、これがまだ具体化されておられません。基本方針などがつくられておりませんので、これに向けて具体的な施策が盛り込まれるように国のほうに求めていきたいというように考えているところであります。

それから3つ目、「県民の心身の健康を守るプロジェクト」であります。県民健康管理調査は引き続き実施していくわけなのですが、丸の下から2つ目、放射線の影響だけではなくて、健康状態を今後も把握していくということで、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげていくことが重要なというふうに思っております。それと、最後の丸であります、学校給食に対する不安を払拭しなくてはいけないということを考えているところでありまして、取組の方向性としては、下から2つ目の丸であります、健康診査、甲状腺検査、内部被ばく検査などの検査体制を充実させ、医療機関等との連携による継続的な実施を図りたい、それから、給食用の食材の事前検査を継続して行って、その結果を公表して不安の払拭を図っていききたいと思っております。

8ページをお願いします。地域医療の再構築ということであります。黒丸の2つ目のところであります。ふるさと帰還に向けて医療機関の再開、医療従事者の確保ということが問題になっております。取組の方向性としては、当然ながら医療従事者の確保、被災医療施設の復旧、地域に応じた救急医療の強化などに取り組んでいきたいということ、それから丸の2つ目、長期間帰還できない住民を受け入れる自治体におきまして医療需要が増大すると考えられますので、医療機関強化を図るとともに、医療機関相互の連携を促進していきたいと思っております。

それから、③の最先端医療体制の整備ということで、先ほども申し上げましたが、現在、県立医大のほうに健康管理センターを中心とする医療拠点をつくろうということではありますが、これは引き続き検討していくということでもあります。

それから、④の被災者の心のケアでありますけれども、黒丸の2つ目、県内につきましては心のケアセンターなどもつくりましたが、県外避難者については受入自治体に頼っているという状況でありますので、これを何とか体制を充実させる必要があるということでありまして、取組の方向性としては、県外避難者の心のケアについては受入自治体などの関係機関と連携を図りながら、どのように相談体制を構築するか検討していきたいということでもあります。

それから、10 ページをお願いします。「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」であります。まず①として日本一安心して子どもを育てられる環境づくりということでもあります。丸の1つ目ではありますが、子どもの放射線の影響の不安によって子育て世代が県内外へ避難している、この不安の解消が重要であると思っているところでありまして、取組の方向性といたしましては、不安解消を進めるために除染を迅速に確実に実施するという、それから、低線量被ばくについて、子育て世代の心情等を踏まえたリスクコミュニケーションを推進していくということでもあります。

それから、②として生き抜く力を育む人づくりであります。サテライト校をはじめとしまして、仮設校舎で授業を行っている高校が 19 校ありますので、この教育環境を早期に整備する必要があると思っているところであります。それから、丸の2つ目ではありますが、震災の教訓の継承、復興に向けた新しい産業の振興が求められるということで、震災を踏まえた教育が必要になってくると思っております。取組の方向性といたしましては、学校施設の早期復旧、それからサテライト校の教育環境の整備に努める、それから、児童生徒に対してきめ細かな対応ができるよう長期にわたって教員の加配をしたいということでもあります。それから、2つ目の丸ではありますが、震災の教訓を生かして道徳教育、防災教育、理数教育、放射線教育、再生可能エネルギー教育、こういうものを推進していきたいということを考えております。

③としまして、福島将来の産業を担う人づくりということでもあります。黒丸の2つ目ではありますが、再生可能エネルギー、医療、介護・福祉、情報通信、観光などで、高い能力を有する人材が求められているということでもあります。丸の2つ目として、地域産業や高等教育機関等と連携しまして、復興に資する産業を担う人材の育成・能力開発を推進してまいりたいということでもあります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

第2の柱であります「安心して住み、暮らす」というところに4つの重点プロジェクトが位置づけられていて、これについて説明をお伺いしました。今、資料3-3の1ページから11ページが該当する箇所です。ここの課題と取組の方向性について、皆さんのほうから何かご質問やご意見を承れればと思います。よろしくお願いいたします。4つ、どこからでも結構です。お願いします。

議長

石森委員	質問、よろしいですか。1 ページ目の取組の方向性の丸の2 つ目なのですが、やはり除染ということについて、前々から申し上げているのですが、やはり日本の企業の優秀な技術を使ってそういうものに取り組んでいく、民間技術を大いに活用すべきではないかということで、ここに「優良な除染技術を公募し、実証・評価を行う」とあるのですが、私は銀行時代にも上場企業から、そういうものに取り組みたいということでいろいろ中で意見交換もしたこともあるのですが、今どんな状況か、それをどのくらい公募をかけてそういう技術をやっておられるか、個別は結構ですが、どんな状況かだけ教えていただければありがたいと思います。
議長 除染対策課主幹	では、これはどこか、直接、担当部局のほうでお願いいたします。 除染対策課の増田と申します。除染技術につきましては、県それから国でそれぞれ技術の実証をやっております、県のほうでは、昨年、20 件ほど土壌からの放射性物質の除去といったところまで実施しております、今年も、現在、実証中でございます。昨年は約 180 ほど、今年も 100 件ほどの応募をいただきまして、今年度につきましては 12 件を選定いたしまして実地の試験を今実施しているところでございます。
	また、国のほうでも実施しておりますが、そういった中から、実際に現場で活用できるといった技術を活用していくということで、国と県と連携しながら、新たな技術の開発、あるいはその普及といったところに取り組んでいるところでございます。
議長 中村委員	それでは、ほかの点いかがでしょうか。 今の続きなのですが、除染をしてみて、実際どのくらい下がったのかということの内容をぜひご説明いただければと思います。よろしくお願いします。
議長 除染対策課主幹	お願いします。 除染の効果ということでございますが、基本的に除染のほうで空間線量、1 メーターほどの高さで、周りからの影響等も含めて、その場所の線量がどのくらいあるのかということと、あとは、例えば屋根ですとか土壌の表面といったところの特定の箇所といったところと2 つあるかと思うのですが、1 つは、土壌とかも含めて表面のところはどれくらい落ちたかということにつきましては、昨年、県のほうで面的除染のモデル事業というものを実施しております、その中では、土につきましては表土を1 センチ、3 センチ、5 センチといったはぎ方をしていきまして、概ね3 センチぐらいはぐとある程度下がるということで、例えば、通常の土ですと3 センチはぐと大体2 割くらいまで下がるといったような結果が出ております。砂ですと、5 センチぐらいうと下がるということと、概ね3 センチから5 センチほど表土の除去をしますと、大体もとの2 割ぐらいに下がるといったデータがあります。あとは屋根等も、屋根の表面自体は落ちるといったところの効果は確実に出ております。 一般に、空間線量につきましては、その場所からだけ放射線が出てくるということではなくて、周りの周辺からも同じように出ておりますので、一カ所をやっただけでは空間線量が劇的に下がっているところではなくて、ある程度面的に実施

議長 中村委員	しないとなかなか下がらないといったようなところがあります。 国のほうで、避難地域のモデル事業を実施している中でのデータなどを拝見しましても、やはり、特に高線量地域ですと周りからの影響を非常に受けているということで、除染をしても、30%とかそのくらいしか下がらないといったようなところもありますし、当然、居住地域におきましても、例えば住宅でいうと、1区画というか、特定の方の宅地だけをやっていくことでなく、面的に実施しないと下がってこないといったところがございます、一概に除染をすると何パーセント下がるといったところは、いろいろな状況、周りの環境、あるいは建物の形状等、いろいろな条件に左右されますが、面的な実施をする中で、30%、50%といったところの下がり方の数字が出ているところでございます。 中村さん、何かそれに対して。 我々、除染に期待していることは、暮らしを営めるレベルになれるかどうかというところに非常に期待しています。その場所で、小学生である娘の通学を安心して通わせられたりですとか、それから、外で遊ぶということ、母親として安心して子どもを外で遊ばせられる環境になりうるかどうか、そういう視点で除染というものに期待をしております。 例えば、空間線量が1マイクロシーベルト前後のところ、2割下がったとしても0.8マイクロシーベルトということになりますが、これは国で実施している除染のライン、0.23を超えたところに関しては除染をしますよということで通達されておりますけれども、これにはほど遠いということになりますと、やはり暮らしという視点で考えますと除染がうまくいっていないというふうにとらえざるを得ないというふうな気がいたします。
議長 除染対策課主幹	今のように、最終目標をそういうふうに定めたときに、今の除染の進め方、それをもっと改善しないといけないという点はいかがですか。 除染をすることによって、例えばゼロになるということは別問題として非常に難しいところではあるのですが、一度やればどんな場所でもすべて年間1ミリシーベルトの目標値に到達するという状況でないのは現実問題としてございます。 ただ、今、除染として実施しているもので、当初、皆さんテレビ等でご覧になった高圧洗浄で洗い流すというやり方が非常に多く印象に残っていらっしゃると思うのですが、なかなか今、高圧洗浄ですと線量が下がらないということで、表面の削り取りですとか、あとは土の部分であれば表土の除去といったようなやり方をやりますと、その場所の状況にもよりますが、何分の1かに下がるという結果は出ております。 ただ、先ほども申しましたように面的にやらないと、やはり周りからの影響を受けるということで、一定の地区をまとめて除染をするという進め方を、今、各市町村において実施しております。 また、先ほどのご質問にもありましたけれども、新たな技術等を今後普及させていく中で、できる限り速やかに目標に近づけていくといったような取組を進めていくということで考えております。

石森委員	私も専門家でないので、どうなっているのかなとお聞きしたのですけれども、やはりこの「除染技術を公募し、実証・評価を行う」というのですから、もっと私は高度な技術評価とかそういうものをもうやっておられるのかなと。例えばセシウムをある程度、湖沼に入り込んでいるやつを凝縮して、そういう技術があるとか、そういう多分、除染の何センチはがしたからどうだこうだというところを、もっと画期的な技術の公募とか、それは国のほうがやっているのかもしれませんが、何かここに書いてある「実証・評価を行う」というところを、単に減ったとか増えたとか、それだけでいいのかなという感じがします。最終的にそれは圧縮して焼却してどこかに持っていくわけですね。ですから、そういう一連のプロセスの技術評価も、技術の公募も、県、国、あわせてやっているのだらうと思うのですけれども、そういうレベルで取り組むものではないかなと。もちろん地道に削ったり洗浄したりということも効き目はあるでしょうけれども、追いかけてこみたいになるのだらうと思います。最終的には、出てきたものをどこかで圧縮してということになるのではないかと思います。それは田中先生のあれかもしれませんが、そんな気がしたものですから質問させていただきました。
田中委員	私も、県のほうでやっている除染、技術関係の公募のときの採択委員といえますか、今おっしゃったように画期的な方法の提案もあります。ありますが、見るとやはりこれは、どう見ても科学的に無理ではないかと思うものもあって、でも中には、これは可能かもわからないなというものについては採択したりして、実際に試験して行って、それが少しデータとかになってくればそれを比較してもらいたいと思うのですけれども、そのときに、我々は環境省のガイドブックなどに載っていないと使えないとか、使えるとか、いろいろな状況があったりします。また、最終的には除染して、減容して、濃度の高いものをボリュームを少なくして、それをどこかに貯蔵するというような方法です。いろいろないいものがあれば、それを採択し、実地でもって試験して、いい結果が出ればそれを使えるようにするような制度も大事かなと思います。 あと一つは、除染関係では、これは人材育成というものがあるのですが、結構、国が直轄でやるところはいろいろな人を連れてきてやるのですけれども、市町村でやっているところはなかなか人が集まりにくいということもありまして、国、県、市町村が連携するというふうな具体的な体制になっていくのかなと思います。 また、国が直轄でこれからやろうとしているところが、どれだけ除染が進んでいるかどうかについても、なかなか県とかのほうに情報が入りにくい、あるいはその状況をチェックしにくい状況があるかもわからないので、それについても、国、県、市町村の連携ということになろうかなと思います。
議長	ありがとうございました。 多分、中村さんの不安やご質問の趣旨と、今のご発言を合わせると、私はここに書いてあるように、除染はいろいろな方法、というよりも、非常に困難なことをやっておられると思うのです。一番究極の現場では、いつ、どういう形で除染

	をするかということについての、例えばそれは行政区、部落、コミュニティ、いろいろな単位があると思うけれども、そこでの居住者だとかそういう人に対する説明がどうも不十分ではないかと、あちこちを見て回って思うのです。例えば、除染の結果、どのくらいの除染効果があったのかを含めて、実際に生活の拠点にしている人たちにとってはそのことが重要なので、ここではやはりコミュニティとの、あるいは地域社会との意見交換だとか合意形成だとか、その結果、どういう方法を駆使し、結果がどうだったのかという、そこいらの、これも情報なのですけれども、情報交換がまだ不十分だなというふうに実は感じているのです。 実際には、除染をした結果、地域社会が分断してしまったという話はよく出てきている話で、同じ部落でありながら、除染をするところ、しないところが出てくることが県内でも話として出てきている。これをどうして集落単位だとかそういうところでもうちょっと合意形成が図れるようにしないのだろうかというようなことがどうも書かれていないというのはちょっと感じる場所なので、このところの最終的な情報開示をどういうレベルでどうやるかということも、この中では重要ではないかなと。これは、除染をやる側の技術的な開発だとか研修だとか人材育成は書いてあるけれども、除染する地域社会とどういうコンタクトをするかが全然書かれていないのはちょっと不思議に思いますが、どうなのでしょう。
除染対策課主幹	会長のほうから、地域の合意形成というところで記載がないとのご指摘がございました。基本的には、今は放射性物質汚染対処特別措置法の枠組みで行きますと、直接的な除染の実施主体というのは、警戒区域と避難区域については国が直轄で実施すると、それ以外の地域については市町村が除染の主体になるということで、県としては、減容施設等については行いますけれども、例えば地域ごとの除染の実施時期ですとか、進め方ですとか、そういったところについては市町村のほうでそれぞれの地域におきまして説明会等を開催して住民と合意を図りながら実施している状況でございます。 いろいろそれぞれの市町村でやり方の違いはあるとは思いますが、地域に説明をせずにやっているということではなくて、説明をしながら進めているということでございまして、市町村の担当等と話をしておりますが、かなりの頻度で毎晩のようにそれぞれの地区に行って地域の住民の方々と、ひざを交えながら、議論しながら進めているという状況でございます。 もう一つ、県の復興計画の中での記載ということで、直接県として取り組んでいるところの部分と、主に市町村に担っていただいている部分と、表現は直接的になかなか書けないという部分がございますので、その辺、やはり情報を開示しながら地域社会と合意を図りながら進めているというところにつきましては、県としては重要な問題であるというところは認識がございます。その中で、県としてどこまで書けるかということにつきましては、見直しを進める中での課題として受けとめさせていただければと思います。
議 長	ご説明はわかるのですが、市町村ごとに除染計画そのものの策定があって、特措法ができてから2度目の除染計画をつくったところ、つくらずにそのま

除染対策課主幹

まやっていると、いろいろまちまちです。そのことによって市町村がまちまちな状況になっていることを、県という一段階高いレベルでどう調整したり促進するかというのが県の役割のように思うので、その県の役割というものがあるのではないかと思います。特措法は、除染計画は「都道府県等」というふうになって、結果的に市町村がつくることになったけれども、県がつくることは一向にだめだと言っているわけではないのです。県が基本的に市町村の除染計画をどうやって見ていくかという、県が除染計画をつくれればそういう立場でつくことは可能なのです。そのところがどうも、特措法の中で「都道府県等」になったら、今度は市町村が主体になってしまった、県は予算を配分するだけの県の役割になってしまうという変な結果になったけれども、実はその精神が僕は活かされていると思います。

除染対策課です。県の役割ということでございますが、除染計画の法定計画になっているところとそうでないところで、市町村で2つに分かれているというご指摘でございましたが、この件に関しましては、1月1日から特措法の全面施行ということで法定計画の制度がスタートしたわけでございますけれども、県内におきましては、もともと去年の8月に特措法ができたのと同じタイミングで、緊急実施基本方針という特措法に基づく除染の仕組みができ上がる前段として、緊急実施方針に基づいて除染を進めていくということで既に動きがありまして、県内においては12月現在で28だったと思いますけれども、今現在除染を実施しているほとんどの市町村において、緊急実施方針に基づく除染の計画をつくり、動いていたという状況でございます。1月1日に特措法の全面施行がなされて以降も、基本的には緊急実施方針に基づく除染を行いながら、同時並行で特措法に基づく法定計画への移行という手続きが進められております。

5月から、順次、法定計画のほうに移行していくという手続きが進んでおりまして、先ほどの資料の中で、22市町村へ移行という9月7日現在のデータでお示ししておりますが、その後2カ所ほど追加になりまして、24というのが現在の数字になりますけれども、移行中ということでございまして、法定計画に移るところと移らないところに分かれているということではなくて、調整が進みながら徐々に移行しているという状況でございます。したがって、全体として2つに分かれているというということではなくて、円滑に移行できるような国と何らかの調整が難航している部分もございまして、こういったところと県民の考え方をいかに協議の中に反映させていくかといったところの調整の部分で、県としての役割があるのかなと思っております。

また、市町村計画で、県の計画がないというところなのですが、これは緊急実施方針の中では、計画の主体が市町村が作成するというところで動いておりまして、そこから各市町村ごとに法定計画のほうに移行が進んでいるというところになりますので、改めて県で一つの計画をつくって統一的にやるということで、その計画づくりに時間をかけていくというよりは、現行の市町村の計画を円滑に移行していくことによって、地域の実情を反映しながら除染を進められるような体制を整えていくということが、今、県として進めるべき役割かなというふう

議 長	うに思っております
	ご丁寧にありがとうございました。議論を長引かせてしまっでごめんなさい。 ほかのところでもいいし、今のところでも結構です。皆さんのほうでご質問やご意見を承ります。 やはり、福島県の場合には、この原発被害、除染の課題が前面に出てきているので、これは結構センシティブな課題を含んでいますけれども、それ以外の生活再建支援プロジェクトだとか、心身の健康を守るプロジェクト、それから、子ども・若者育成プロジェクト、多岐にわたっております。ご意見を賜われればと思いますがいかがでしょうか。
樋口葉子委員	「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」で進められている事業内容ですね。大変、昨年最初の会議の後に迅速に進められていて、特に遊び場事業等についてはかなり、市町村もそういったものが必要だということがあったかと思えますけれども、いい形で施設のにもどんどん、郡山にかなりモデル的なものがオープンしたというのもあって、いい形で進んでいると思うのですが、市町村に関しましては、運営費等も含めた事業費ということで今進められています。民間団体は、計画的に 100 万円ぐらいで、その後については自主的な運営ということになると思うのですが、中身的に、細かい話で本当に申し訳ないのだけれども、態勢だったりとか、どういう形で子どもさんやお母さんたちに、ただ遊び場をつくれればいいという話ではないかなという気が、今、実際の現状から感じていますので、とても大変、やはり外で遊ばせられない方にとっては期待していた事業ではあるのですが、今、今後に向けても、運営等についてのことも考えていく必要があるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
議 長 子育て支援課主幹	これは、どこかご担当の部局でコメントをいただけますか。お願いします。 子育て支援課の吉成と申します。 遊び場事業でございますけれども、民間の事業についてはご指摘のとおり設備をつくるための助成の 100 万円というものを助成しておりますが、それを採択するにあたっては、実際の運営体制なども、あとはどのくらい利用できるのかとか、運営の時間帯ですとかスタッフ数なども含めて、事業の採択の際には全体的な運営の状況なども見て対策をしているという状況でございます。
議 長 樋口葉子委員	よろしいですか。 実は私も民間団体として応募している身なので、県はよく見ていらっしゃるなということはわかっているのですが、市町村単位でかなり、3分の2の補助ということで、かなりの金額を出しているのですが、逆にこちらの運営態勢ですね。市町村が独自にやるのか、どういった形で人を雇うのかというのがあるのですが、具体的な話はしなかったのですが、ある施設だと、やはりそこにただ人を雇っているという状況だったので、実は利用されている方から苦情があったりとかそういったことがあるので、せっかく本当にいい事業だと私も思っておりますし、保護者の方たちも期待しているので、その辺まで吸い込んで、お金で、白河市では 2,000 万以上ぐらい、かなりの金額が入っていて、その中で一括して運営していくということがベストだと思いますので、その中身にも市町村単位でや

	る部分の運営体制について考えていただければなということを申し上げたかったのです。今後についてです。
議長	ありがとうございました。それでは、特にいいですね。そういうご意見があったということです。
川上委員	では、川上さんのほうからお願いします。 J Aグループは、生協連でありますとか、あるいは漁協、森連、そういったところとネットワークをつくっています。こういった取組の関係もあって、実は生協連が今やっている取組、これは「子ども保養プロジェクト」というものでございまして、これは日生協からの支援、要するに寄付でまかなっているのですけれども、要は週末に、子どもさんと、当然その親御さんも保養させる必要があるということになりますから、小学生以下の子どもさんたちを抱える親御さんと子どもたちと一緒に、放射線量の少ないところ、例えば県内でいえば会津地方であるとか、あるいは県外と一緒に連れていく、そんなことをずっと実施されています。これは、県外のJ Aグループのほうからも、例えば茨城あたりとかそういったところがサッカー教室をやってくれたり、いろいろと取り組んでいただいているのですけれども、こういった取組も参考に、安心して子どもを育てられる環境づくりということができるのではないかなということでご意見を申し上げました。なお、もしそういった取組に対する支援があれば、その辺のところも教えていただければと思います。
議長	今のようなJ Aと生協との連携による取組について、どこかでこういう状況・動向を把握しておられる部局はおありですか。あるいは、今のご質問は、これに支援制度があるのだろうかということですが。では、今、川上さんのほうからそういう取組、できればそういうことに対する支援制度があればというお話ですので、そこのところをぜひ、県当局のほうで照会できるような情報がありましたら、コンタクトをしていただきたいと思います。それは川上さんだけではないと思います。ほかにいろいろなところがあるので。
田中委員	関連で、一般的な話でございますが、屋内遊び場確保事業において、屋内遊び場の必要な数がどのくらいであって、それに対して何件とか、そういうふうに書いたほうがわかりやすいのではないかと思います。それ以外のところでも、件数とか人数は載っているのですけれども、母数がわからないものだから、どのくらいの到達度とか達成度なのかがわかりません。
議長	そうですね。それはどうでしょうか。何かそういう基礎データみたいなものはお持ちなのでしょうか。
復興・総合計画課長	今のところは、子育てのところだけとりあえずということでもいいでしょうか。
議長	とりあえずはそういうお話です。
子育て支援課主幹	子どもの屋内遊び場につきましては、子どもの数が何人に対して何カ所つくるといような、そういった母数の把握の仕方はしておりません。今、県としては補助事業というような形でございますので、ニーズを市町村のほうで把握して、市町村のほうで必要があればそれに対して補助をするというような考え方で事業を進めております。

	一方で、民間のほうの事業につきましては、やっていただけたところの、むしろ地域間バランスなども、その採択に当たっては十分に考慮しているというようなどころでございまして、必要数に対していくらできたというような、そういった事業の進め方をしてはおりません。
議 長	例えば田中さんのご質問をもうちょっと念押しをすると、ここに9市町村 10施設に対して、21 団体 21 施設に対してと、これは応募のあった、申請のあった団体あるいは市町村が全部採択になっているという前提ですか。それとも、たくさんあるのだけれどもここに絞られているという意味でしょうか。そのようなことも趣旨の中に含まれていたように思うのですが。
子育て支援課主幹	民間につきましては、このときは 27 団体が応募いたしまして、それに対して 21 を採択したと思っております。ちょっとお待ちください。——すみません。やはり 27 団体です。その 27 団体の申請に対して、21 を選んでいるというような状況でございます。
議 長 子育て支援課主幹 復興・総合計画課長	市町村はすべてですか。 市町村はそうです。
	今ほどの屋内の施設の整備の関係の説明がありましたけれども、全体的に、田中委員がおっしゃるように、我々も母数をつかめるものは母数をつかんだ上で、その上でどのくらいやったのかと見せられるのが一番いいかなというふうに思っております。できるものについてそのようにしたいと考えているところです。ただ、今の屋内施設もそうなのですけれども、もともとどのくらいつくるのかというものがないということでご理解をいただいて、できるものは我々も母数を入れたいというふうに思っておりますので、この次からつくるものについては入れていきたいと思えます。 例えば、先ほども説明しました環境回復プロジェクトの市町村の除染計画みたいなものがあれば、このくらいやりますよ、実際にこのくらいやっていますよと、このように見せられるのが一番わかりやすいのだと思います。そこは今の進め方は3%しか進んでいないとか、このように我々も見せたいと思っておりますので、これからも努力をさせていただきたいと思えます。
蜂須賀委員	サテライトのことなのですけれども、被災地というか大熊町・双葉には県立高校がありますけれども、この県立高校のあり方というのは、あくまでもこのサテライトでずっといくということなののでしょうか。それとも、どこかの地域に高校を立ち上げるとか、そのような県としての考えはあるのでしょうか。
議 長 高校教育課主幹	教育の部門ですが、お願いします。 高校教育課です。今ほどありましたように、避難地域の高校につきましては、従来の学校では今授業ができないということで、県内各地でサテライト校という形で実施しております。我々としまして、県教委としまして、従来あった学校の今後についてなのですけれども、まずは生活基盤があって学校が成り立つという状況があると思っておりますので、地域の方々の復帰状況といえますか、それを見定めながら考えていきたいというふうに思っております。それまでは今のようなサテライトという形で継続していく方向で検討しております。

議 長 蜂須賀委員	ということですが。 ありがとうございます。サテライトもいいのですけれども、教科ということもありますので、その高校に通っている子どもたち、これから福島県を背負う子どもたちのためにももっともっと、うちのほうの会津のほうに避難してきた子どもは、高校にも行けるのですけれども、通うのに大変だということで定時制という道を選んでいる子どもたちが多いのです。あと、卒業したとき、私は県立浪江高等学校卒なのですけれども、母校というかそういうものも、やはりこれから子どもさん、だったら一緒に被災した子どもたちの新しい高校をつくって、そこにエネルギーでも放射能の勉強でも、そういう特殊な分野をつくってあげるというのも一つの人材育成の中に入るのかなと思っている次第でございます。
議 長	復興途上の中でどのようにそういうことを考えていくか、これも結構難しい課題なのですけれども、ある種、最終的なゴールが見えたときはもちろんそういうことが可能だとしても、復興途上でどうやって教育を充実させるかという、こういう課題です。今のように、やむなく定時制高校に通うという方がおられるとすると、結構深刻なのではないでしょうか。その点はどのように受けとめておられるのですか。
高校教育課主幹	今回の震災によりまして、従来の学校で学べない子どもたちについては、県内各地あるいは県外にも避難等をしまして、本来の学校で学びたいけれども、いろいろな状況で学べない、転校したり、今あったように定時制ですとか通信制に転校せざるを得ないという生徒の皆さんもいらっしゃいます。 我々としては、従来の学校に戻っていただいて学んでいただくということが一番なのですけれども、なかなかそうもいかない。その中でどういうふうにして教育環境を保つかということで、いろいろ支援をしております。サテライトにつきましても、確かに環境的には厳しい環境もありますが、それぞれ学校のほうからの要望、あるいは保護者等の要望に対しまして、いろいろな形での改善、それから、そのほかの転校した学校等につきましても、いろいろな形で学習機会の確保、質の維持ということで、教員の配置等でいろいろな形で支援をさせていただいています。
議 長 石森委員	どうぞ。 「生活再建支援プロジェクト」、非常に大事なことが書かれていると思います。この課題等のところで、仮設住宅に暮らす独居高齢者、65歳以上、2,401世帯が一人暮らし、そのうち半数以上が65歳、したがって、何を言いたいかというと、その上に、特別養護老人ホームが6カ所休止中など、警戒区域内の社会福祉施設が休止を余儀なくされている、そういう中で仮設に移っている。この問題はほかの地域でも大きな問題に、特に長引けば長引くほどこういうものに対して優しくきめ細かく接しないと、せっかく生活再建支援プロジェクトをうたっても、希望が崩れてしまうのではないだろうか。 したがって、取組の方向性のところに強化をすると書いてありますが、それ以上にこういう問題については、福島県はどきめ細かくやるべきではないかというのが1点です。ですから、サービスをきめ細かくやるということ、もっと大胆に

	いろいろな施設をつくってさしあげてもいいのではないかという気がいたしま すし、そういうものも途中の見直しの中でコメントをいただきたい。 それから、5 ページ目ですけれども、右のほうに、有効求人数と就職件数の推 移、これこそ先ほどから雇用の問題があつて、仕事はあるけれども集まらないと いう数字。したがって、どういう仕事の内容、あるいは仕事をしたいのかという こと、これは県自体も自ら、厚生労働省だけではなくて、分析をして、どうい う年齢層がどうなのかということ进行分析した上で、午前中に私が申し上げたよ うに、企業が求める人材の供給の態勢をどうするかというふうに結びつけてい かないと、長丁場の復興計画の中ではうまくいかないだろうなど。特に岩手・宮城 が復興でどんどん人を集める、そういうふうに始まっていくわけですから、福島 としてこれからというときに、人材をまさに確保しておくということを、この計 画の中にしっかり持って対策を講じていくべきではないかと。 それからもう一つ、実は工事をしたくても泊まる場所がないと建設業者がお っしゃいます。岩手でも宮城でも、宿舎をつくっているケースもあります。した がって、福島で工事をやりたいと、いろいろ原子力事故の問題もありますけれ ども、それだったら建設業者を集めて、年間の5 年間とか 10 年間とか契約を結 んで、県自らが資金をどこからか持ってきてそういう宿舎を提供すると。仮設と 同じです。そういうことを予算化して供給すれば、建設業者にとって福島の工事が あれば優先的に取り組むということになるのではないかと思います。一番建設業 者が心配しています。今やっぱリシャワールームがついていない部屋はというこ ととか、それから、一部岩手県で仮設住宅が実は内陸部につくったものですから 空いているのですが移りたくない、そこに建設業者にどうぞという提案をし たら、一切だめと、そういう目的でつくっていないということになっているよう でありますけれども、そういったことも含めて、ここに、復旧等にかかわる作業員 や浜通りに就職する人たちの住宅の確保にもこれから取り組むとありますので、 ぜひ、政治的な対応をこの中に盛ったらいかがかなということです。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 高齢者の福祉関係の話と雇用、それから、特に復旧過程の作業員の宿舎の問題 も雇用に絡めてご意見がありましたが、関連する部局で、ここいらの補強につ いてどんなお考えかお聞かせください。
保健福祉部企画主 幹	保健福祉部の宇佐見と申します。 今ほど石森委員のほうからありました高齢者の孤独化の問題につきましては、 現在、6 カ所休止中の社会福祉施設のうち、再開可能なところについては、仮設 の施設での再開ということで今進めてはいるのですが、定員自体が従来よりはま た下がるというふうなこともありまして、やはり引き続き仮設住宅で避難を余儀 なくされる高齢者が出てくるのかなということも考えられますので、取組の方向 性の3 つ目の丸にもありますが、高齢者の孤立防止対策のほうに取り組んでい きたいと考えております。
議 長	ありがとうございました。

雇用労政課	雇用のほうの話はいかがですか。——お願いします。 雇用労政課でございます。
	就職支援にあたりまして、有効求人倍率、その中で、確かにおっしゃるとおり、建設需要のようは3倍の求人がある中、製造業のほうはなかなか伸びないとか、そういう中で雇用のミスマッチが起きているというようなお話は確かにございます。 それで、確かに去年の情報につきましては国のほうが多く持っておりまして、県も情報収集に努めるべきではないかというお話でございますが、国のほうでの製造業に対する求職者数、そのようなデータを見ますと大体その辺の傾向とかも読み取れますので、それと新規高卒者の希望の状況とかということになりますと、その辺は教育庁との連携ということになってくると思いますので、国や教育庁、そういう関係機関のほうと連携を進めながら傾向を把握いたしまして、就職支援のほうに結びつけて考えてまいりたいと思います。
議 長	作業員の方々の住宅の確保についてもここに一応書かれています。今の石森さんのご意見を、ここは受けとめておられるというふうに考えてよろしいでしょうか。
企画調整部政策監	私のほうから。県の復旧・復興本部におきましても、宿舎対策のプロジェクトチームを設置しておりまして、今後、除染の本格化、特に避難解除区域の除染が本格化してくるということで、そういうところの需給とか、それから仮設ホテル、そういうところの需給状況を見ながら、今、分析を進めておりますので、必要な対策について、今後さらにプロジェクトチームの中でやっていくということで考えております。 復旧の仕事を進めていくに当たっても、人がいないということが非常にネックになるということが出てくると思いますので、その辺について、今、どんな対策が有効なのか、また一方、復旧の仕事というのはピークがあって、ずっと何年かたつとなくなっていくこともありますので、その辺の実際の運営の形態とかそういうことも考えながら対策を打っていきたいと考えております。
議 長	ありがとうございました。 それでは、もう少しほかの分野でも結構です。
中村委員	3ページの重点プロジェクトの進捗状況の調書の中の「生活再建支援プロジェクト」の(1)の①に、生活相談員の配置について書かれております。私の避難する山形市でも生活相談員の方が回ってきてくださって、これは山形市の社会福祉協議会が中心になって、福島の方3名、それから山形の方2名の雇用を行いまして、今、回っている状態なのですが、恐らく社協さんもやりづらい点がありますし、それから、避難をしている我々からも回ってきて来づらい点が多々あるなと感じていることをお話しさせていただこうと思います。 まず、社協のほうから案内が回りまして、生活相談員、こういう方が回りますよという案内が来ます。アンケート用紙がそこに付随していて、その中で生活相談員にどういったことを聞きたいですかであるとか、その内容を書いてポストに投函するという一連の作業が必要になります。これはどういうことなのかといい

ますと、社会福祉協議会のほうに行政のほうから避難者の情報を開示してもらえないという大きい問題点が私はあると思っています。

これは、個人情報保護法という法律がありまして、母親同士がつながれない、避難先でおじいちゃん、おばあちゃんがなかなかつながれないという障害にもなっておりまして、福島県としての考えとして、個人情報保護法の取り扱い方、平時ではなく緊急時ですので、もう少しフレキシブルに具体的に使えるように、各避難先の行政にお話しいただく、非常時の法律としてもうちちょっと具体的に動いていただくことはできないかということがまず1つと、雇用の維持・確保の下ですが、県外避難者への支援ということで、県外における避難者交流拠点設置数というものが書いてあります。隣に山形市の交流センターで意見交換会がありましたということが書いてあるのですけれども、避難が長期化することで、だいたい交流センターに求められるニーズというものが変わってまいりました。最初は、山形で暮らすための情報というものを皆さん求めておりまして、交流センターのほうに集中して集まってきました。徐々に徐々に少なくなりまして、今は新聞をもらいに来るといふことのみの利用という状況が続いております。ですから、一時期に比べてだいたい人が減ったという現状がございます。

では、お母さんたち、私は母子避難の会の代表をしておりますので、お母さんたちに話を聞いておりますと、この次の第2ステップとして、帰るための情報というものを非常に求めている。それから、帰るための材料です。同じ材料でも、そのお母さんは帰るという判断をするかもしれませんし、そのお母さんは避難先にとどまるという、そういう判断をするかもしれないのですが、とにかく材料を求めている。原発子ども・被災者支援法に関しても詳しい情報を求めている、お母さんたちは声を上げたいということを実際考えていらっしゃると思います。そういうことに関しての交流拠点ということで私のところの村山地区では「ふくしま子ども未来ひろば」というものを開催しまして、とにかくお母さんたちに集まって対話をしていただいて、そこから問題点を探り出す、その探り出した問題点を行政にお伝えするということが、今一番帰県に向けて、帰ってくることに向けて、一番必要なことだと考えているのですが、交流拠点に関しての予算の問題です。来年度維持できるのか、「新しい公共」の予算を使って今年度は運営しているのですが、民間の交流拠点に対する予算についてどうお考えなのかお聞かせください。

議 長

2つありました。まずは、どこでもたくさん言われるのですけれども、個人情報保護法の弊害、これがいろいろ支援ですとか何かに支障を来しているということについての意見、それから避難者の交流拠点の運営の今後の仕方について、担当部局からコメントをいただければありがたいと思います。

社会福祉課主幹

社会福祉課の齋藤と申します。個人情報の関係についてお答えしたいと思います。

中村委員がご指摘のとおり、いわゆる地域の仮設住宅、あるいは借上住宅等の見守りということで、社協であるとか、あるいは市町村であれば民生委員であるとか、そういった方々が回っているところですが、それを補完するものと

	して、昨年度来、生活相談支援員が配置されている。本県でも資料にありますように 183 名のところなのですが、非常に有効に活用されているところですが、現に私どもも、県社協からの情報でもあり市町村からの情報でもあるのですが、避難されている方々の情報という部分、まずこれが、援護が必要かどうかという部分も含めて、行政からなかなか得づらい状況にあるというお話は聞きます。先ほど、中村委員からお話があったのは、助成に対する意見等をポストに入れて行政に出すというイメージなのではないでしょうか。だから、国勢調査のような感じに思ったのですが、そういった部分もありますので、これは国としても、あるいは県としても、大きな課題だというふうに認識しております。それで、国も生活支援相談員、公務員ではないわけですが、民生委員のような公務員に準ずるものとして同様の扱いをしてくれといったような通知等を出しております。 私どもも、これは県社協からの要請という部分もありますが、個人情報のある程度の制度といいますか、「民生委員に準じた扱い」という言い方をしているのですが、柔軟な扱いということが見守りの充実ということからも必要というふうに考えていますので、引き続き、文書通知のみならず、生活支援相談員の集まりといいますか、県社協主体ではあるのですが、そういった中に私どもも参加しておりますので、改めて課題として議論し、見守り態勢の充実が図られるように努力していきたいと考えております。
議長	ありがとうございました。
避難者支援課主幹	もう一つ、避難者交流拠点について、お願いします。 避難者支援課の藤田といいます。 交流拠点の予算の関係ですが、これまでですと、「新しい公共」ということで、先駆的な取組に対する助成というものがありましたが、もともと避難者交流拠点で、いわゆる相談会をやったり、交流施設に避難者が集まって情報提供したり、そういった基本的な部分に対する助成というものはありませんでした。ただ、これまでの意見交換会等の要望を踏まえまして、9月補正予算にそれなりの予算を計上しております。これは今後10月から、11月実施ですね、10月から3月までの6カ月間の予算措置でございますけれども、私どものほうでは「うつくしまふくしま帰還支援事業」という事業名をつけまして、単年度ではなくて、来年度についても予算措置をして事業を続けていきたいと思っています。
議長 中村委員	よろしいですか。 生活支援相談員さんが来訪していただくのに避難者の許可が必要になるということで、避難者自身が意志を持ってポストに投函するという作業が必要になります。母子避難者の場合、実家もない状態で、ご主人もない状態で、外に出てこられる方は交流拠点などにいらして皆さんでお話をする中で元気になっていくのですが、そこで取り残されている方がいらっしゃる、そこで起こってくるネグレクトですとかDVというのが今後、長期化するにしたがって懸念されるということがございます。 そこで活躍していただきたいのがこういう相談員さんで、恐らくそういった方

議 長	は意志を持って相談員さんに来てほしいというふうにポストに投函する作業は恐らくされないと思います。ここが一番の問題で、そういうのを防止していく中で、やはり見つけやすいように福島県としての取組としてもう一度考えていただければと思います。 ありがとうございました。 それでは、今の要望でお聞きしておいて、今後の対応ということで考えましょう。 1つ目の柱、再三申し上げますが、「安心して住み、暮らす」というところの4つの重点プロジェクトについて、時間が経過しているのですけれども、これだけは言いたいということは何かありましたでしょうか。もし最後に時間がありましたら、全体をとおしてまたお聞きすることにして、次の大きな柱に移らせていただいてよろしいですか。 その前に休憩にいたしましょうか。それでは休憩にいたします。今、2時 23分ですから、2時半でよろしいでしょうか。 (休 憩) ----- (再 開)
議 長 復興・総合計画課長	それでは、第3の柱、「まちをつくり、人とつながる」という柱の中で、また4つの重点プロジェクトがございまして、冒頭に申し上げましたように、今日の委員会はこれらのプロジェクトの評価をするということになっています。これまで議論してきておわかりのように、評価するということはどういうことなのか、なかなか難しいかと、100点満点で80点をつけるという話はほとんどできかねるような話で、極端にいうと、事業の中には今、非常に急速に変わる変化の中で、途中でそれを切り上げて次の事業に移らないといけなような機敏性、あるいは弾力性も要求されるということなので、公共事業評価のように、これはイエスとかノーとかという評価とはちょっと違うなという話を、今、石森さんと話をしていたところです。いずれにしても、評価というよりは、こういうものの見直しをどう進めていくかということなのかなというふうに思っていますので、今までどおり、皆さんのほうから率直に、それぞれの事業の進み具合等についてご意見を賜りたいと思っています。 それでは、今申し上げましたように、3つ目の柱、「まちをつくり、人とつながる」、これについて、まず事務局のほうからご説明ください。お願いします。 それでは引き続きご説明申し上げます。資料の3-2、追加版の進捗状況の13ページからになります。 9番の「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」であります。主な取組をご紹介します。 まず②であります。県外避難者に向けたところであります。これは先ほどもご説明をしたかと思いますが、避難者交流拠点が233カ所ほどありまして、山形市

の例が写真で載っておりますが、センターの機能としましては、情報の提供、支援物資の受付・提供、避難者の相互交流、各種相談受付と、こういうことを避難者の交流拠点でやっておりますということでもあります。

それから③、ふくしまにおける復興に向けた取組みや情報の発信ということでありますが、下のほうの括弧であります、「ふくしまからはじめよう」ということですが、県の公式フェイスブックを立ち上げておりまして、これで情報発信を新たに始めたところであります。

14 ページをお願いします。10 番目、観光交流のプロジェクトであります。まず①として、観光復興キャンペーンの実施ということで、大河ドラマ「八重の桜」、来年の1月から始まるわけですが、これを活用したPRをしているところであります。

それから、②としまして、観光振興と多様な交流の推進ということでありまして、国際会議でありますとか、全国規模のスポーツ大会、こういうものの誘致をしているところでございます。

15 ページをお願いします。11 番、津波被災地の復興に向けた取組でありまして、①として、多重防御の考え方による防災力の向上ということで、いろいろなインフラ整備をしているところでありますが、一番最後の括弧のところで防災集団移転促進事業ということで、津波の被害を受けた新地町、相馬市、南相馬市、いわき市におきまして、この集団移転の事業を進めているところでございます。

それから②として、防災意識の高い人づくり・地域づくりということで、地域防災計画の見直しを進めているところでございます。

最後のページであります 16 ページをお願いいたします。12 番、最後のプロジェクトであります「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」であります。

ここは基本的にインフラ整備のところでございますが、①として、浜通り軸、浜通りの縦軸ということになりますが、常磐自動車道につきましては鋭意進めているところでございますが、南相馬―相馬間が4月に開通したところでございます。

それから②として、東西連携道路など、本県の復興を推進する道路ネットワークの構築ということでありまして、東北中央自動車道を平成 29 年度全線供用に向けて事業を進めているところでございます。そのほかの道路につきましては、下の災害に強い道路ネットワークの構築というところでありますけれども、沿岸地域と周辺についての接続・連携というところで、29 カ所ほどで事業を進めているところでございます。

それから、一番下、④として、JA 常磐線、只見線の早期復旧であります、常磐線につきましては、線路の位置が変わるということもありまして、7月から用地買収に県職員も常駐しているというような状況であります。

取組の状況は以上でありまして、今後の課題と取組の方向性であります。資料 3-3 の 21 ページからになります。

21 ページ、①、県内におけるきずなづくりということであります。黒丸の2つ

目、避難が広域化そして長期化していることから、地域コミュニティの維持が難しくなっている、それから避難者のニーズも多様化しているということで、その対応が必要になっているということでもあります。取組の方向性としては、丸の2つ目ではありますが、避難先地域との交流会などを通じた新たなコミュニティづくり、それから避難者の多様化したニーズに対応したきめ細やかな支援、民間団体やNPO等と連携した対応を強化していきたいということでもあります。

それから②として、県外避難者への対応であります。先ほどからいろいろ指摘をされています課題としては、避難元自治体からの情報提供が不足している、避難者同士の交流の場が少ないというようなことを課題だと認識しております。取組の方向としては、丸の1つ目であります、県外避難者に対して情報発信の強化、受入都道府県や市町村との連携、情報共有、避難者支援活動団体に対する新たな支援、こういうものを検討する必要があるというふうに思っているところでございます。

③、復興に向けた取組や情報の発信ということでもあります。黒丸の下にありますように、県下全域に、今、風評被害が及んでおりまして、その払拭が必要であるというふうに考えております。一方、22ページになりますが、未曾有の大災害であったにもかかわらず、県外においては災害の風化が懸念されているところでもあります。取組の方向性としては、国内外にふくしまの情報を正確でわかりやすく継続的に発信するとともに、復興に向けた前向きなイメージをさらに創り上げていきたいというふうに思っております。

23ページになります。観光交流のところございまして、観光復興キャンペーンであります。課題として、こちらも先ほどと同じですけれども、風評被害が県内全域に及んでおりまして、修学旅行者数をはじめとした観光客が大幅に減少しているという状況でありますので、風評被害の払拭が必要であるという認識をしております。取組の方向性としては、これも同じような話になりますけれども、国、市町村、関係団体等と連携して、適切な情報発信、それからPR活動に取り組んでいくと。あわせて、県ゆかりの歴史上の人物や地域の文化等を紹介するなどして、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけていきたいと思っております。

それから②としまして、観光振興と多様な交流ということでもあります。丸の3つ目ではありますが、福島空港に関しましては、国際定期路線再開には現在のところ至っておりませんので、再開に向けた取組みを強化していきたいということです。24ページであります。取組の方向性としてしましては、丸の3つ目ではありますが、外国人観光客の再誘致、福島空港の国際定期路線の再開に向けまして、海外の旅行エージェントやマスコミを招聘するなど、効果的に風評被害の払拭に取り組んでいきたいと考えております。

25ページをお願いします。津波被災地の復興であります、まず①として「多重防御」の考え方による防災力の向上ということでもあります。丸の2つ目、先ほど申し上げました防災集団移転促進事業、3市1町57地区において事業化が認められて着手できるような状況になっておりますので、早期実施をしていき

いということであります。取組の方向性といましては、丸の2つ目、この事業をやるためには、事業用地の確定と土地所有者の確認ということが必要であります。これがなかなか、津波の被災とかもありまして難しい状況になっておりますが、これを早急に行って早期実施を図っていきたいという考えであります。

②としまして、防災意識の高い人づくり・地域づくりということであります。課題といましては、東日本大震災の初動対応に係る対応というものが課題だというふうに認識しているところであります。26 ページをお願いします。取組の方向性としましては、11 月を目途に、初動対応を中心として地域防災計画の見直しを進めていくという考えであります。

続いて 27 ページをお願いします。12 番の「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」であります。

①として「浜通り軸」の早期復旧・整備であります。常磐自動車道の日も早い全線供用が必要であるという認識をしております。取組の方向性としては、常磐道の供用目標が示されておりますので、これを踏まえて日も早い全線供用をめざして調整を進めていきたいということであります。

それから②の目東西連携道路などの道路ネットワークの構築ということであります。黒丸の2つ目であります。地域間連携道路の整備、防災・震災対策に係る事業について、早期着工に向けて進めてまいりたいということ、そういうものが必要であるという認識を持っております。

取組の方向性としては、丸の2つ目であります。避難指示区域の見直し等により、帰還した住民を支援するためにも、生活支援道路の整備を早急に進めていきたいということであります。

それから③として港湾・空港等の機能強化であります。先ほども申し上げましたように、国際定期路線が運休するなど空港の利用者数が減少しております。取組の方向性としては、貨物施設の利用促進、それから国際定期路線に向けた取組を行っていきたいという考えであります。

最後のページ、28 ページになります。J R 常磐線・只見線の早期復旧に関しましては、まだ全線復旧の見通しが立っていないということが課題となっております。取組の方向性といましては、県としても取り組みますけれども、国が責任を持って地元自治体や J R 東日本と連携を図って、適切な指導、技術的支援、財政的支援を行うよう、継続して求めてまいりたいという考えであります。それから、相馬駅以北に関しましては、内陸側への移設を行うにあたって、新地町のまちづくりと一体的に進めていく考えであります。

それから⑤としまして情報通信基盤の強化、福島県の総合情報通信ネットワークが震災によってなかなか厳しい状況にあるということがありましたので、災害に強い通信体制を構築することが求められております。取組としては、通信系統を二重化するなどして、新しいシステムが 24 年度中に完了するように進めてまいりたいと考えているところであります。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

3-3の資料の21ページから最後まで、これが最後の議論の柱であります。これについて皆さんのほうから何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

何度も繰り返しになりますけれども、午前中の会議のときから、委員の方々の1年半の感想等をお聞きしてまいりました。そこでやはり、このきずなづくりのプロジェクトにしても、やはり、一番重要なのはどうも、情報をどうやって発信したらいいのか、あるいは被災者にとしてみると、情報をいかに受け入れやすい、キャッチしやすい状況をつくるかということが重要であるという話が共通に出されました。これはどうも私たちが、この復興計画の見直しにとっては一番重要な観点らしいということを冒頭に確認したわけであります。

それで、例えばこの9番目の「ふくしまきずなづくりプロジェクト」の3番目には、「ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信」が書かれている、まさに我々が議論したことかなと思いきや、ちょっと中身が違うのです。これは被災者や避難者に対する情報発信ではないのです。そのところは改めてやはり我々の議論の中で出てきましたので、この復興へ向けた取組や情報の発信は、やっぱりあちこちで起きている風評被害を払拭するために県内外にどうやって発信するかということだとか、あるいは、その取組の方向性のイメージをできるだけ県内外に伝えていくということになっていて、できるだけここいらは被災者や避難者に向けてどういう発信をするかということのを少し強調して書かれたほうがいいかなというふうに、白丸の2つ目はちょっとそういうことが書いてあるのですけれども、現実の情報発信の仕方をもっと強力に進めるような書きぶりが必要かなと思うのですが、どうでしょうね。

石森委員

21ページ、「ふくしまファンクラブ」の記述があるのですけれども、これはかなり会員を集めているということですが、北海道の福島県人会はすごいですね。ですから、県人会という組織をフルに使ってはどうかと思っております、全国の福島県人会の大会を福島でやられたらいいのではないかというくらいに、そういう既存のものを利用して発信していく。一番身内に近いとすれば福島県人会だと思のです。あるいは、福島を応援する「ふくしまファンクラブ」かもしれませんが、そういう既存の組織をうまく使ってやるという、そういうものを何度も繰り返しながら、ここでは「きずな」と書いてありますが、ネットワークを高めていくと。県人会の中には、大企業の社長さんがいるかもしれない、その社長さんはものをいっぱいつくってくれるかもしれないとか、そういうふうにと考えると、一番実は身近なところにそういう応援者がいるということになるのではないかなと、それをネットワーク化して「ふくしまファンクラブ」とうまくつなげていく、そういう努力をすべきではないだろうか。

あるいは、たまたまニュースを見て、佐藤知事の中国でのニュースを見て、佐藤知事、大変だなと思っているのですが、テレビの番組を持つということはどうなのですか。福島の1時間番組、まず、そこで今の福島の実情、観光も含めて、これは宮城県がBSで時間を持ってやっているのです。コマーシャルを流すよりは安いのです。そのような具体的な発信をここに入れて、復興計画を策定したと

	きも海外に発信しようと盛り上がったはずなのです。ですから、初心に戻って、やっぱり発信するのは福島県自らがやると、こういう記述を具体的に書いたほうが、本当に、今、風化するかもしれない、誤解されたままに福島がずっと思われてしまうかもしれないという一番大事なときになると思うので、ここは、最初に申し上げたように、かなり具体的にもう一度精査されたら、実際にやっておられるはずですから、それを書いたらどうかなと思います。 以上です。
議 長	取組の方向性の2つ目の丸が、何か次世代へ伝えるというニュアンスだとかアーカイブ的なニュアンスがこの中に込められていて、今、世界に、今、被災者に、というようなニュアンスがちょっと弱いのかなという感じがするので、もしそういうことを克服しようとする、マスメディアを使うとか、せっかくフェイスブックを使っているのであれば、そういうところでもっともっとそういう発信をするということは可能だなと思うので、基本的なスタンスをそういう方向に持っていくように記述を丁寧に補強したほうがいいのかなと思いますけれども、この点はどこかということではないのですね。
企画調整部政策監	会議の冒頭から、実は情報の発信の仕方、それから、やっていることが伝わらないということを、実はこの委員会以外のところでも再三にわたりご指摘をいただいております。私どもは復旧・復興本部会議を月1回やっているのですが、実はいろいろな取組をやっていて、お手元の参考資料で、横長にデータが入っているもの、こういうもので説明をしてきたのですが、もちろん、これを見ただけでわかるわけでもないものですから伝わりづらい、そういうことで情報発信の仕方が、できてないものも取組の中であるのですが、やっているところも実際にありますので、それが実際に届いてないので、いらだちということにもなっていくかと思っております。 そういう意味で、この「ふくしまきずなづくりプロジェクト」の中でも当然やっていくのですが、全体の取組をとおして、大きな柱として、今日の委員会でもご提言をいただきましたので、情報発信ということを、改めて全体を通すような柱だとかそんな形で、大きなここの中の具体的な取組にも書きますけれども、私どものほうで全体を通す取組として改めて位置づけをしていきたいというふうに考えております。そういう、とても大きな宿題というか、個別のところでもいろいろやっているのだけれども、わからないとか、そうだったのかという話をたくさん聞いておりますので、改めて肝に銘じて、特にこのプロジェクトに限らず、全体を通して改めて県の取組をやっていきたいと思っております。
議 長	ありがとうございます。 それではほかの重点プロジェクトでも結構です。
中村委員	9番の「ふくしまきずなづくりプロジェクト」の中で、県外避難者やふくしまを応援している人のきずなづくりとありますけれども、この中に交流イベントというものがございます。避難している方は確かに今までたくさんの交流イベントに、避難先でも、福島県からのアクションもあり呼んでいただいたのですが、現実にはどうかといいますと、今、動員数が非常に減っているような状態で

	す。といいますのは、各イベントがあまりにも多過ぎてイベント疲れをしているという現状がございます。各支援団体さんとかNPOさんが今年度取った予算、プロジェクトの中に組み込んだものをこなすために、私のところに連絡をくださって、何人ぐらい余っているのですがいかがですかと、そういう話をされるというのが現状になっております。 ですから、ここは交流イベントというものも、もちろんつながりを持つためには非常に起爆剤的要素もありますし、大事なものではあるのですが、恐らく一番求められるのは、皆さんが地に足を着いて生活できるために、その生活の再建をどうするか、それから、県外に今いるけれども、福島に帰県するためにどうするかということを対話できる場所だと思います。これは、先ほどから何度も申し上げていますが、今はイベントではなく、対話できる場所に移行しているというふうに私は考えております。県外にいろいろ行かれて意見交換会などもされていると思いますので、その辺の対策としてどうお考えなのかお聞かせください。
議長	いかがでしょうか。交流イベントを、一過性ではなくて、これからも継続的な実施をしていくのだという姿勢が書かれているけれども、ちょっと重みづけが変わってきているのではありませんかというニュアンスでした。実際にこれを担当して全国を回ったりして、そこいらの実感みたいなものがあつたら、担当部局にコメントをいただけませんか。交流イベントというのはどこで担当しておられますか。お願いします。
避難者支援課主幹	避難者支援課の藤田といいます。 交流イベントということですが、今月の15、17、それから明日、新潟県のほうで交流会をやるのですが、15日は新発田市のほうで、17日は柏崎市のほうであります。新発田市のほうは、二百数十名ほどの福島県からの避難者が集まって、意見交換の場所でもかなり、除染とか賠償について積極的に意見交換が行われまして、その後、意見交換が終了した後に行政相談ということで、福島県をはじめ双葉郡の各市町村の行政相談も行っております。そこでもかなりの人数、福島県のブースですと20人ぐらいが行列をつくって、相談とか要望を受け付けたりしておりますので、場所によってはまだ需要があるのかなと。柏崎のほうも百数十名ほど集まっています。 イベント疲れ、その内容にもよると思いますけれども、確かに交流、地元から避難している人が集まっていろいろ歓談するという交流の場もあれば、行政相談とか無料の法律相談もやっているところもあるので、そういったところはますますまだ需要があると、賠償がこれから本格化されるということもありますので、やる内容によってその辺はちょっと違いますので、被害者支援課としても、全国で行われている交流会のほうに分担してそれぞれ参加しておりますので、こういった交流会、いわゆる相談会とか、そういったものが求められているかを検証しながら今後は取り組んでいきたいと思います。
企画調整部長	中村さんが言っておられた帰県に向けての相談というのは、避難してきた地元の市町村とかあるいは県とか、そういうところと話をしたいということですか。

中村委員	最初は、恐らく避難者同士で話をしたいのだと思います。避難者同士でとにかく話をして、その話はまとまらないかもしれないものですから、そこに1人、行政の方が例えば立っていただいて、その中での話の集約をしていく、それを県に持ち帰って、では次はどういうふうにやっていくかということを協議していただくという、そういう段階に来ているのだと思います。
企画調整部長	特に山形あたりではそういう感じになってきていると。
中村委員	来年度の4月、どうするかという話を皆さんしきりにしていらっしゃいますので、やはり山形県という地域性もあるのでしょうけれども、福島に近いということで、行き来していらっしゃる方が非常に多いですから、やはり福島県に帰りたいという気持ちを持っている方が非常に多いのだと思います。
企画調整部長	担当課にそれは申し上げておきたいと思います。
議 長	先ほどの、例えば、避難者交流拠点を設置している場合には、そのときに、一過性とはいわないかもしれませんが、イベントというのはどういう意味づけを持つのか。交流拠点がいない場合の意味づけとまた違うのではないのでしょうか。だから、交流拠点が今、全国で223カ所ですか、あるところで、今のような被災者の人たち、避難している人たちの日常的な交流がある程度できたときのイベントというのは、おのずから期待するものがまた変わってくるはずで、もしそういう拠点がいないところでイベントをやるときは、今のお話のように、行政相談だとかいろいろなものを全部、その中に期待してしまうわけで、その拠点があるかないかによって交流イベントというのはまた異なってくるのではないのでしょうか。そこはややこしいなと思いますけれども、基本は、交流拠点があつて、いつでも相談できる、みんなで語り合える、こういう場所があつたときのイベントと、そういうところが十分に用意されないところで、やっぱりイベントでいいから集まりたいというのとでは、やはり違うのではないかしら。
中村委員	まさにおっしゃるとおりで、避難先で過ごす日数によっても何段階かあります。最初は何もわからないので、交流拠点に行って、とにかく誰かと会いたいという思いでそういうイベントにも顔を出すという方もいらっしゃいますし、交流拠点がある場所しか見ていないから、ない場所のお話はわからないのですが、お知り合いのお母さんなどに聞きますと、やはり思いは同じで、つながっていたい、つながった人と話をしたいという思いがございます。話をしたときに、では、どう進むのだという方向性はそれぞれ家庭によって変わってくると思うのですが、そういう場所に、今お話しいただいたような除染の内容であるとか、福島県内でどういう遊び場があるのかとか、そういう情報を行政のほうから提供していくという流れですとスムーズになってくるのかなと思います。
議 長	ありがとうございました。
	では、ほかの点に移りましょう。何かほかの点でございましたら。
田中委員	時々、浜通りに行かせていただくのですが、常磐高速も、6号線バイパスもできないし、常磐線も通じない、遅れている感じがするのですが、一番の遅れの原因というのはどこにあるのですか。
企画調整部長	基本的には、警戒区域の中は、インフラ復旧も、除染のモデル事業はやってい

	ますけれども、まだ本格的な除染に入っておりませんので、警戒区域の中、例えばＪＲ常磐線についても、ＪＲさんのほうで一応全部、多分見て歩かれたとは思いますが、そこをどういうふうに復旧していこうかというところまではまだ出ていないと。例えば、富岡みたいにならぬと海沿いに常磐線がなっているところは、あのまま通していいのかというような問題もあるでしょう。それは、富岡のまちづくりを考えるのと一緒にやっていかなければならない。ですから、ＪＲ常磐線の場合は、警戒区域のように線量の高いところで作業がまださせられない、労働安全衛生法の問題もあって全く手がついてないという状況があると思います。 ただ、常磐高速については、山側のほうにあって、比較的線量の低いところを走っていて、一部はありますけれども、その除染のめどがつかうさだということ、２年ぐらい、２～３年のうちには開通させるというような動きは出ているようなのですけれども、今の作業は、そういう警戒区域のところでもまずインフラ復旧をやろうというところをやっているものですから、特に浜通りのほうは。
議 長 田中委員	その上でご意見があるわけですね。 私が住んでいるのは千葉県の我孫子のほうなものですから、６号線で行って、常磐高速を通っていけば早いのです。だから、常磐高速で行って、行けないところは、６号線、またはバイパスでもつくって上のほうに行けるというふうなことで対応しなければいけないのだけれども、線量としては高いエリアについては、特例的にそこはストップなしで通過できるなどの対応によってインフラ整備ができたなら、かなりあの辺の復興とか除染は進むのではないかと思います。
議 長 企画調整部長	児玉龍彦さんもずっとそのことを言っておられて、高速道路なども、要するにシェルターをかけてしまって、いろいろな復興活動のためには高速交通体系のところはどこか開通していないと難しいのではないかと。 そういう意味で、常磐高速については、なるべく早く開通してほしいと地元にも強く言ってもらいました。ただ、現実には、迂回ルートというのはあるのですけれども、実際に道路がなかなか狭き道なところがあったりということで、相当長期間、工事がかえってかかってしまうということもありますので、今はとりあえず常磐高速をまず早く通すこと、６号線は基本的に今のところ救急車は通っていますので、あそこをもう少し安全に通れるようにするとか、そういうことはできる限りやっていきたいと思います。
議 長 石森委員	復興予算の使い方の問題までいってしまいそうです。最近、ドキュメンタリーを見て腹が立っていますが。 ほかに何かご意見はございましょうか。 ちょっと聞きづらいことになるかもしれませんが、これはほかの県と比較しますと、今、やはり現地に来て見ていただく、その地域の人たちと会話をするということが、一つの流れといいますか、例えば修学旅行でも、あるいは企業の視察でも、そういうことがだいぶ増えてきたなと思うのですけれども、福島県の場合、いろいろアピールをしていって、実際に現地に行ってみようと思ったときに、福島県はどういう対応、あるいは自治体はとられるか。

	この間、福島県の川内村の村長さんが北海道に来て、経済同友会で、「かえる かわうち」といって、今、私のバッグにもかえるのマークがついていますけれども、そういうことで、ぜひおいでくださいといっただけで帰られました。では、みんなで行きましょうかということで、最初の直後はだいぶおじゃまするのもどうかと思ったと思うのですが、それをどういう切り替えで福島はやるかというところを決断してもいいのではないかと思います。
議長 観光交流課主幹	今度、会津のほうでもいろいろドラマの話もありますし、それを機にやると、それから海外からもおいでいただくということもあるでしょうから、特に情報発信のところでは、そういう切り替えを県自体もされて、あるいはこういう計画の中でも具体的に書いて発信をする時期ではないかなと思うのです。ただ、避難されている方もいますので、当然、感情的なものとかいろいろご考慮しなければならぬ部分もあるかなという気はしますけれども、その辺はいかがでしょうか。 お願いします。 観光交流課でございます。 来年の大河ドラマ「八重の桜」が、本県観光の起爆剤になるということで考えておりますので、それにちなんだ観光キャンペーンというものを、ご承知かとは思いますが、さまざまやらせていただいているところでございます。 あと、具体は資料のほうでということで、お話のあった、他県ですと被災状況を実際に語りべ等がお話になって、それを全国の方に来ていただくことによって、放射線教育ですとかそういうものにつなげていくということもございまして、本県でも、実は7月から、「ふくしま観光復興支援センター」というものを立ち上げまして、他県からも来ていただきたいというようなニーズと、被災地を見てボランティアをしたいというようなニーズ、来ていただく方のニーズをマッチングさせるような窓口を4月中につくりまして、具体、学校とか企業とかから、被災地応援ツアーですとか語りべとかの紹介ということで活動を開始させていただいているところでございまして、具体的な数字はちょっとあれなのですが、50人程度が語りべみたいな形で登録させていただいているところでございまして、そうした視点でも実は取り組んでいるところでございます。ただ、被災地の方もいらっしゃるものですから、あくまでそれは地元の方の理解を得た上でということでのスタンスで今取り組んでいるところでございます。
企画調整部長 石森委員	石森委員からお話がありましたように、基本的にはもう切り替えていまして、どんどんおいでくださいと。全国大会の誘致とか、それから、世界のいろいろな会議の誘致とかということは、国のプロジェクトにもいろいろお世話になって積極的にやっております。 まず、風評を払拭するためには、福島に来ていただいて、私たちは普段どおりの生活をしていきますので、それをまず見ていただくということが、口コミで福島の安全性を広めることになりますので、まず来ていただくことで観光交流の事業を積極的に進めるということで、これは特に力を入れてやっていきたいということで考えております。 そのときに、会津ということですが、県全体のポイントをしっかりとつく

られて、福島県全体に及ぶような仕組みをぜひつくっていただけたほうがいいかなど。実はいわきで、今度 10 月に、これは「みなとオアシス」という国交省の関係で、「B 級グルメ」というのは皆さんご存じだと思いますが、「Sea 級グルメ」といって、海のグルメの全国大会が 10 月にありまして、それを福島の水族館のところでやりましょうということになって、実は私どもの会社も北海道代表で行くことになっております。ですから、そういうものも含めて県民に知らせ、それで全国から来ていただいた人をどうもてなすか、実際見てもらうチャンス、そういうものが結構あるようですので、そのときに語りべをぜひ、県の職員にも自らなっていたくといろいろなことができるのではないかと思います。ちなみに、来年の全国大会は苫小牧でやろうということですので、来ていただければと思います。

議長

ありがとうございました。最近、「Sea 級グルメ」はあちこちで報道されるようになって、ありがとうございました。

ほかに何かございましょうか。今のところ、4 つのうち 3 つについてはご意見が出ていて、11 番の「被災地復興プロジェクト」についてのご意見を今のところ承れていないのですが、もしあれでしたら私のほうからこれについてお聞きしたいのですが、津波被災地の復興プロジェクトももちろん重要なのですが、ここに書いてあるのはどちらかというと防災の観点でやっておられるから、こういう「多重防御」だとか「防災意識が高い」とかというのは重要なのですけれども、最後の、地域とともに取り組むといった場合に、ここでもやはりまちづくりのデザインなのです。

僕は、岩手も宮城もそうなのですけれども、津波被災地はどうやって地域経済を立て直すかが全く見当がつかない。それで、極論をすると、壮大な土木工事をわ一つとやるけれども、地域の産業が十分復興できませんので人が張りつかなくて、壮大な土木工事が終わった後に人がいなくなってしまうのではないかという感じがするくらい、産業政策、地域経済の立て直しの観点が非常に弱いです。ここに書いてあることも、どちらかというと「津波被災地の復興まちづくり」と書いてあるけれども、多重防御をします、防災意識を高めますと、そのためのまちづくりの復興計画をどうするか、まち並みのどう考えるかということはあるのですが、地域の経済はどうするのでしょうかということなのです。

私は今、浪江町の復興計画にかかわっていますけれども、請戸地区というところが津波にさらわれて、ましてやそこは目の前の向こうに第一原発が見えるものだから、あそこの農業をやっている人、漁業をやっている人が帰りたくない人たちがほとんどで、できれば買ってくれという話になったりしてしまう。あるいは原発の被害があるので殊さらなのですけれども、しかし、新地だとか、あるいは相馬だとか南相馬などで津波被害があったところで、災害危険地域の指定を受けて防災集団移転をします。そのもともとの津波を受けた地域の土地利用が、多分、別の利用転換をせざるを得なくなってしまう。そこで、農業をやったり何かしていた人たちはどうやって地域経済の再生にかかわれるのかというのはちょっと見えないのです。この点は何か、津波被災地の復興について、地域経済をどうい

	う格好で立て直すかというところはどこかで戦略としてお考えのところはあるのでしょうか。僕は女川にもかかわっていて、壮大な公共事業をやるけれども、漁業の展望はほとんどないですね。
企画調整部長	会長もご承知のとおり、本県の津波被災地は、被害も大きかったのですが、岩手県あるいは宮城県と違うのは、いわゆる町あるいは市の中心部がやられていないのです。そういうこともあって、その津波被害の復興と地域の経済をどうするというのがイコールで進んでいないのは確かです。
	当然、相馬市も新地町も、それぞれの復興計画をつくっておられて、その被災地、津波被害のところを含めた市域全体あるいは町域全体の復興をどういうふうにやっていくかというのは、それぞれの計画は持っておられますので、基本的には、そういう市なり町のそういう地域経済の立て直しにどういう支援をするのかというところで今のところは考えているという状況だと思います。
議長	その観点を、県としてどこか重要な視点として入れておいたほうがいいのではないかと思います。具体的にどういう支援ができるのかはあれだけでも、これだと、津波被災地の復興まちづくりはやはり土木事業を中心にやりますというようにニュアンスとしては受けとめられてしまうような気がします。
	もうちょっといやみを言いますと、日本というのは高度成長期以来、農業・漁業を足げにして製造業や第三次産業にシフトして高度経済成長が成し遂げられたわけです。今回は、その足げにされてきた農山漁村がやられたわけです。このところを政府は本気で第一次産業をもう一度立て直す気があるのかどうかと僕は疑いを持っています。せめて福島県は、県の主要な産業の一つである第一次産業をどうやって位置づけていくのかという発信はしていただきたいなと。それを市町村レベルでやろうとしても、多分難しいですね。ということを感じて、ついお話をしました。
	ほかに何かありますか。ＪＡのほうではそこいらは何かお考えですか。
川上委員	今、目先のことで手いっぱいなのですが、午前中も申し上げましたように、とにかく我々自身も、一つは、例えば作付制限の問題であったり、あるいは津波被害を受けた農地の復旧が遅々として進まない問題であったり、いろいろなことで農業者の生産意欲がどんどん、どんどんそがれている、ましてや畜産の基盤も大きく損壊しているという中では、本当に 10 年後、我々の考える農業の姿というのは本当にやられているのかと、そういう危機感を持っています。
	したがって、我々も県の復興計画に合わせて復興ビジョンというものを 10 年スパンでつくりました。今回、いよいよ 11 月に、来年度からの 3 カ年の長期計画をＪＡ大会の中にかけていく。その中で、まさに復旧・復興こそ我々の第一の使命でもありますし、そういった復旧・復興を担えるＪＡきちんとつくっていくということを対外的にも宣言しながら、きっちり取組みを進めたいと。そういう意味では、まさに第一次産業の復興ということについては、まさに我々が先頭になって取り組んでいこうと、そういうふうに考えています。
議長	ありがとうございました。 今の流れでついでに言ってしまうと、12 の県土連携交流ネットワーク・基盤強

化プロジェクトの、県土連携軸をつくるという意味では、ここに書いてあるハードな仕組みを、ハードなインフラを整備するというのはすごくよくわかるのです。でも、交流ネットワークという場合にはソフトの仕掛けも考えないといけない。それで、今回のような復興のための交流ネットワークとなると、例えば岩手県の三陸海岸と北上山系の中の地域と、それから盛岡だとか北上に一関があるような、それぞれの軸線が横にソフトの仕掛けとしてつながるということが非常に効果を発揮しているわけです。

私は、この交流ネットワーク基盤を考えたときに、正直申し上げて、例えば、振興局ベースでお互いに今回の震災以降どういう連携軸を確保したのか、そういう業務上の連携は何か必要なかったのかどうかというのが非常に気になっているところです。

私は、あまりそこいらが実証できていないので、あまりなかったのではないかと勝手に思っているのですけれども、あるいは今回のような大震災・原発災害の中で、非常に市町村の単位で避難するような場合に、振興局がそういうところで一定の情報発信をする、連携の支援をする、そういう役割はないのだろうかというのがずっと気になっているところで、県土の連携軸を、総合計画にも東西3つずつのインフラ整備を含めた連携軸をつくりました。しかし、それだけではなくて、県のシステムとして連携する、共同する、そういう災害時の連携交流ネットワークは必要ないのだろうか。そのことはここでは触れていないのでどうなっているのかなと思うのですが、そこいらはあまりこの中では取り上げる必要性がないということでしょうか。

今回の、例えば原発災害で、9つの自治体が自分の町村域を超えて避難をしました。役場が全く別のところに仮の役場を設けています。あの決定過程を見ると、市町村の執行部がみんなばらばら、それぞれがばらばらに行き場所を決めるというたぐいなので、避難する地域だとか避難場所だとか、いろいろなことがばらばらだったように思います。そういうときに、県の支援する役割がもうちょっとあったのではないかと思ったりするのですけれども、振興局の横の連携というのは当時何かあったのかどうかすら僕は調べないで言っていますので、ちょっととんちんかんかもしれませんが、そういう必要性みたいなものは県の当局で何かお考えになっていないのでしょうか。

企画調整部政策監

今回の災害で一番特徴的なのは原子力災害ですけれども、地震・津波の被害の被害も当然、深刻な地域が各地域がございまして、例えば中通り、郡山、須賀川、鏡石、矢吹とか、非常に大きな地震の被害がございました。そういうところで、実際に発災当初から、それぞれの振興局は、まず地震と津波の災害対策に当たったということで、逆にいうと、停電をしたり、水が出ないとか、そういうことも含めて、それぞれの管内の市町村の支援とか調整に当たっておりましたので、まずはそういう対応に当たっている中で、さらに原子力災害が発生したということで、実態としては、避難者の受け入れとかそういうことも当然あったわけですが、まず目の前にあった災害の対応に追われていたというのが実情だと思っています。そういう意味で、逆にそういう多重災害というか、そういうことを念

	頭に置いて動いていなかったということもあってそこまで手が回らなかったということで、当然、現在の地域防災計画の検証とかそういうことで見直しを進めております。 当初、これだけ広い県土がこれだけ多極的に被害を受けるということはあまり想定ができない災害だったというふうに思っています、全体としてそれぞれの振興局がこれだけ、自治体としては、会津を除けば、中通り、浜通り、すべての振興局の管内が甚大な被害を受けているという状況もございますので、そういう中でどのような横の連携をとるのか、その辺は特に検証しながらやっていく必要があると思っています。当然、会津の振興局とか、避難者の受け入れ等で十分連携をとっていたと思っていますが、全体としては原子力災害が一举に起こったわけではなくて、まず地震・津波が、今まで経験のないような甚大な被害があったと、そういうことを踏まえて、やはり今後、そういうソフト面についても、ハード面だけではなくて、現在、総合計画の見直しにつきましても会長の下でやっておりますが、そういう横の連携もソフトについてきちんと位置づけて、また、復興の局面でも大切ですので、この中でまた見直しをして改善されていけばと思っています。
議長	岩手県で有名になった遠野市というのは、ボランティアの整理だとか、ある意味では後方支援物資の整備をやった後方支援として有名になりましたけれども、あの遠野市の市長さんはもともと県の防災担当課長さんだった人です。遠野市というのはそういう中で、三陸の津波が起きたときにどういう位置関係かということも、インフラの整備も含めて位置づけをしていたのでそういうことができたという話を直接お聞きしたことがあって、多分、そういう県レベルの広域的な県の連携軸がネットワークを組むとどういうことができるのかということが、普段蓄積されていると、そういうネットワークが有効に働くのではないかと思いますので、ソフトの仕掛けの部分もこの中で考えていく必要があるなと思いますので、ちょっと考慮していただければありがたいなというつもりでお話をしました。 さて、ほかの点で結構です。最後の4項目について、もし、この4項目に以外で、これまで第1項目からずっと順を追って見てまいりましたけれども、特に午後から来られた方にとっては順番がちょっと違って、最初にやったのは農林水産の5からでしたか、5、6、7、8が最初に午前中やった部分です。午後からは1番から4番、それから今のところと順番がちょっと変更になっていますが、全体を通して言い残したことがあったら受け付けたいと思います。いかがですか。多分、帰り際にまた気がつくことが、これを言っておけばよかったということが出てくるとはと思いますが、その点は後ほど事務局のほうから、そういうことについてフォローするような仕掛けをご準備していただきますので、今お気づきの点で結構ですが、何かございましょうか。
田中委員	午前中の話がどういう話だったかわからないのですが、除染と絡むのですけれども、第一原発の中長期的な廃炉だとか、それは東電と国がやるのですけれども、順調にいつているということを県としてもいつも厳しく見ているというふうなメッセージが必要かなと思います。

	それと、海水というか水産の魚で、深海で生息しているアイナメとか、アンコウ、アカガレイ、ああいうものが結構下に、海底に泥あるいは蓄積されているようなものが大きいと思うのですが、それについては今後引き続き広域的に検査することが大事なと。 もう一つ、森林の除染をどうするかということがあります。林業とも絡んで重要だということもございまして、全面的にやると莫大なお金がかかるのですが、やはり効果は見なければいけないということで、県のほうでも、環境省で検討したものに対してコメントしているみたいですが、もっともっとこれから創造的なところは進言していくことが必要ではないかなと思います。 そうですね。浪江の復興計画をやっている、低線量地域があって、ここから復興拠点をつくっていきましようとなるのだけれども、すぐ次の意見は、低線量地域を集中的に除染したって、奥の川上のほうが全部森林地域で、しかも最も線量が高いではないかと、その川上のほうの高線量地域、すなわち森林を除染しなければ、すぐにこうやって下流のほうに来てしまうのではないかという疑問があって、そのところをもうちょっと科学的に方法論を説明しないと納得してもらえない。
議長	そうですね。浪江の復興計画をやっている、低線量地域があって、ここから復興拠点をつくっていきましようとなるのだけれども、すぐ次の意見は、低線量地域を集中的に除染したって、奥の川上のほうが全部森林地域で、しかも最も線量が高いではないかと、その川上のほうの高線量地域、すなわち森林を除染しなければ、すぐにこうやって下流のほうに来てしまうのではないかという疑問があって、そのところをもうちょっと科学的に方法論を説明しないと納得してもらえない。
田中委員	森林が上のほうにあるところはどういうふうな方法にするか、例えば広域的にチェックし、除染するなど時間的、空間的な対応で行っていくということで有効な検査ができると思うのですが、そういうことを検討する上において先ほど意見を言わせていただいた。
議長	そうですね。除染なんかのところで、もうちょっと県が、先ほどもちょっといくつか意見が出ましたが、環境省の除染のガイドラインの改訂版をつくるというなかなか出てくる気配がなくていらいますけれども、やはり県のほうで、こういうことについて我々はこういうふうに改善したいということも含めて、はやり発信していくことが重要かもしれませんね。 それから、今、田中さんのほうからご指摘のように、県は原発の廃炉に向けて、きちんと東電や政府と向き合っている、緊張しながら向き合っているという発信を県民にぜひしていただきたいと、おっしゃるとおりだと思います。そういうこともどこかで補強したほうがいいかもしれませんね。 ほかにいかがでしょうか。
石森委員	震災の記録のことなのですが、しっかりと写真やいろいろ用意がされて、予算措置もされていると思うのですが、それを、ではどこで重点的に皆さんに見せていくか。新しい建物、あるいは防災、あるいはどういう機能を持たせるかわかりませんが、新たにつくることももうそろそろ視野に入れてもいいのではないかと。海外からでも来る人、あるいはいろいろなところから来る人も必ず寄って見る、しっかりと正しい認識を持って帰れるような、そういう施設というかそういうものも、そろそろ来年度に向けて、予算措置も含めて検討する必要があるのではないかと考えています。まだまだ原発の被害の解決がされていないという気持ちはわかるのですが、世の中がいろいろなことで変化している中で、正しく見てもらうためには、そういうものも必要ではないのかなというふう

	に、福島ならではのそういう発信の仕方、しっかり形に残すということも必要だと思います。 それから、先ほど除染の関係で、東京にいますといろいろなことが入ってきて、例えば雨が降ると水が流れてくるよねとか、雪が降るとまた流れてくるよねと、みんな湖とかそういうところに行くんだよねということで、結局会津にも行くんだよねと、そんなことを素人っぽいことが結構まことしやかにありますので、やはり正しい情報発信はしっかりと県が発信したほうがいいのではないかと思います。
議長	E Uだけではなくて、今のロシア、ベラルーシだとかウクライナを含めて、放射線のモニタリングだとか、その後の除染の技術について、実はE U、ロシアを含めたネットワークができています。メリスといいますけれども、ます。このメリスのネットワークだとか、あるいは放射線量のモニタリングを 86 年以降ずっとやっているユラノスというモニタリングのシステムがあったりします。そのユラノスを運営しているグループだとかメリスを運営しているグループがこの 7 月に来て、福島県内の一定の放射線量の高いところを僕と一緒に見て回ったのですけれども、実はそういう人たちが福島の今後の収束について猛烈な関心を持っているわけです。まだ、なかなかそういう発信がされてないということについて、例えばメリスなどは、そういうネットワークに日本のこの地域あるいは科学者がかかわって、メリスのネットワークに参加してくれないだろうかというような打診が来ていて、11 月にオスロで国際会議をやるから代表を派遣しなさいということになったりしているわけです。 そのことが重要ではなくて、やはり福島の原子力災害というのは本当に世界中の注目の的なのです。そのことについて、もうちょっと、今言われた観点とは違いますが、国際的な意味でも発信していくことが必要で、何かのときに助けてくださいレベルの国際社会への発信ではなくて、こちらからいろいろな経験だとか、今展開していることを発信するのはすごく重要なのかなと思いますので、これは意図的にやっていく必要があるかもしれませんね。
田中委員	それに関連して、資料の 3-2 の 2 ページの下のところに「環境創造戦略拠点の整備」というものがあって、私はこの会議の委員長なのですが、やはり情報収集・発信、アーカイブ機能を持たすということが一つの重要な機能として入っています。でも、これができるのは先なのです。来年は準備期間ということでこれをやっていかなければいけないということが一つと、この必要性をいろいろな関係者がわかって、国の原子力委員会の一人が頑張ったみたいなのですが、なかなかうまくいっていないという状況もありますから、国を待たずに県のほうでしっかりとやるのが大事だと思います。
議長	ありがとうございます。 だんだん収束をしてきましたが、先ほど言いましたように、檜沢さんにご発言をいただきたいのは、最初の段階で、1 年半たって、一人一人どんな思いでしたかというご発言をいただいたのです。1 年半を経過しています。それで、今の福島県の復興に向けた動き等を含めてどんな思いでおられたかというのをおよそ

檜沢委員

2～3分ずつご発表いただきましたが、それ以外に、このプロジェクトの見直しについて何かご意見があったら檜沢さんをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

実は、旅館業に携わってしまして、去年の3月11日の震災、時間がたてば、会津は岩盤が強いということで、それは神々がこの地に舞い降りてこの土地を守っているのだという祈りの地として会津を売ろうとしているのですけれども、中通りとか浜通りに比べてそんなに大した被害はなかったのです。そういう点では会津はこちらのほうに置かれているような気がするのですけれども、やっぱり福島県は一つなのです。浜・中・会津で観光を守ってきているのですけれども、おかみさんたちの協力がすごくて、今まではなかなか一緒に行動することができなかったのですけれども、県の観光交流課さんのほうから依頼がありまして、東京に行ったり、いろいろそれこそ環境省長官に会ったりして、去年は目まぐるしく動きました。

行って、福島県は頑張っていますとかいろいろ訴えてくるのですけれども、女の人の力のほうが確かに男の人よりも強いということがあったと思うのですけれども、本当に歓迎はしていただくのです。東京に行ったとき、各自民党さん、民主党さん、公明党さん、議員さんと会ったとき、本当に真剣に考えてくれて、行ったかいがあったと思ったのですが、そのときだけの歓迎みたいで、その場限りで終わっているみたいな気がして、なかなか観光とか、会津のほうは風評被害で、先ほども修学旅行が減っていると。喜多方ではスキー修学旅行があるのですけれども、今、風評被害というのではなくて、雪崩が怖くて、親御さんたちがスキー修学旅行には会津ではやられないという意見なのだそうです。ある学校さんのほうから聞いたら、ほとんどスキー修学旅行はキャンセルです。猪苗代などはすごく大変だと思うのですけれども、なかなか風評被害が払拭されないと思うのですけれども、国も力強いバックアップなのですけれども、県がもっと市と一緒にスクラムを組んで、福島県は頑張っている、大丈夫だということで、観光のほうからもっと強くアピールしていただきたいと思います。

議長

ありがとうございます。

それでは、一応今日は12の重点プロジェクトについて皆さんからいろいろなご意見をお伺いして、今の県の見直しについての書きぶりからすると、もうちょっと補強していただく、加筆していただくという具体的なお意見も出てまいりました。それで、今日、具体的にこのように書き加えましょう、変えましょうというわけにいきませんので、皆さんの意見を聞き取らせていただいて、次回のときまでに僕が事務局のほうと少し調整をさせていただいて修正をさせていただくという段取りを組みたいと思いますが、そのような進め方をさせていただいてよろしいでしょうか。それでも、そのときにお話を聞きたいということが個別にまたあるかもしれませんが、そのときはまたお願いしたいということと、今日まだまだ言い足りないことがあるかもしれません。そういうことについては、後ほどまた事務局のほうから、その後の意見についての反映のさせ方、またちょっと事務局からご説明をお伺いすることにして、そのことを含めて、「その他」という

復興・総合計画課長	議事次第にしたいと思いますが、事務局のほうから何かございましょうか。今の点を含めて。 今ほど会長からお話がありましたように、まず、大変貴重な意見をいただいてありがとうございました。 今日は限られた時間でありましたので、言い足りないことが多々あるかと思えます。それらの意見については、様式等は特に定めをしませんので、任意の様式で結構でございます。9月28日までに事務局のほうにメールもしくはファックス等々でお知らせいただければ大変ありがたいというふうに思っております。 それから、本日は復興計画、現在、県として考えている課題と取組の方向についてご意見をいただきました。今日、一番最初にお話しをしましたように、今後は復興計画の見直しというものも考えてございます。それに係る次回の委員会の開催については、今、皆様方に日程の調整表を送らせていただいているかと思えます。それで、皆様方の出席できる日を見繕いまして、開催日を後日お知らせしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。 以上です。
議 長	委員の皆様方には、eメールだとかファックスの番号はどこかに既に記載されているのですか。
復興・総合計画課長	こちらでもらうほうですか。それは大丈夫です。
議 長	大丈夫ですか。僕だけでしょうか、知らないのは。では、そういうことでよろしく願いいたします。もし、今までのご説明等でご質問は何かございますか。よろしいですか。 それでは、私の議事進行役はここで降ろさせていただきます。途中でいろいろなイレギュラーなことがあったかもしれません。お許してください。これで進行役を終えさせていただきます。あとは事務局のほうにお譲りします。
司 会	<閉 会> 委員の皆様には、長時間にわたりご審議大変ありがとうございました。 これにて、第2回福島県復興計画評価・検討委員会を閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。

(以 上)